

2011年3月1日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第150号 )

**国家外貨管理局、  
輸入代金支払照合制度改革に係るQ & Aを公布  
～輸入代金支払手続を明確化～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局はこのほど、『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ & A(第1～5期)』(以下、『Q & A』という)を公布しました。『Q & A』は、国家外貨管理局が昨年12月から実施している輸入代金支払照合制度改革について、銀行や企業から寄せられた疑問点などをQ & A形式で解説したものです。

2010年10月、国家外貨管理局は『輸入代金支払照合制度改革に関する問題についての通達』(匯発[2010] 57号、以下、『通達』という)を公布し、輸入代金支払手続時における照合(中国語の「核销」)手続を実質的に廃止。『通達』では従来の輸入代金支払照合手続に代わり、新たに「貿易外貨受取・支払確認検査システム」を導入し、輸入代金支払手続の簡素化を実施しました。『通達』では輸入代金支払手続について、新たに『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』(以下、『弁法』という)および『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』(以下、『実施細則』という)を制定し、正常な輸入取引を行っている企業であれば外貨管理局での手続を不要にするなど、手続の効率化を図りました。また企業が所在地以外の遠隔地で外貨支払を行なう場合、従来は事前に外貨管理局での手続が必要でしたが、『通達』ではそのような事前手続も不要とするなど、規制緩和を実施しました。

さらに輸入企業に対しては分類管理を実施。『弁法』・『実施細則』では、企業を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」、「C類輸入単位」に分け、このうちリスクが高いと認められる「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に対しては、輸入支払項目に関する事前もしくは事後の個別報告を義務付け、リスク抑制を図りました(A・B・C類輸入単位の基準などについては6-8ページ参照)。

しかし『弁法』・『実施細則』の規定にはやや明確さに欠ける条項があり、輸入代金支払に係る具体的な手続に関しては関連当局による説明が待たれていました。『Q & A』では輸入代金支払手続について、『弁法』や『実施細則』では定義が不明確であった事項について具体的に解説しています。

本レポートでは昨年12月から実施されている輸入代金支払手続きにつき、その主な変更点である輸入代理に係る支払手続きや企業による自主的な報告が必要となる状況などに関して、『Q & A』の内容をもとに解説したいと思います。

## □ 輸入代理に係る支払手続き

『弁法』第14条では輸入代金支払について、「外貨支払単位と契約で約定した輸入単位、輸入貨物通関申告書の経営単位とは一致しなければならない」とし、さらに輸入代理業務に関係する場合、原則として「代理人が輸入、外貨購入・輸入代金支払に対して責任を負わなければならない」と規定し、輸入業務において、代理公司などに貨物の輸入業務を委託した場合、輸入代金の支払については、委託側ではなく、輸入業務を受託した代理側が責任を負う旨、明確にしました。

一方、『実施細則』第15条では、一定の条件を満たす場合、外貨管理局での情報変更手続きが必要になるものの、輸入代理業務の委託側による外貨支払を認めており、その条件の1つに「輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入」を挙げていました。

### 『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』

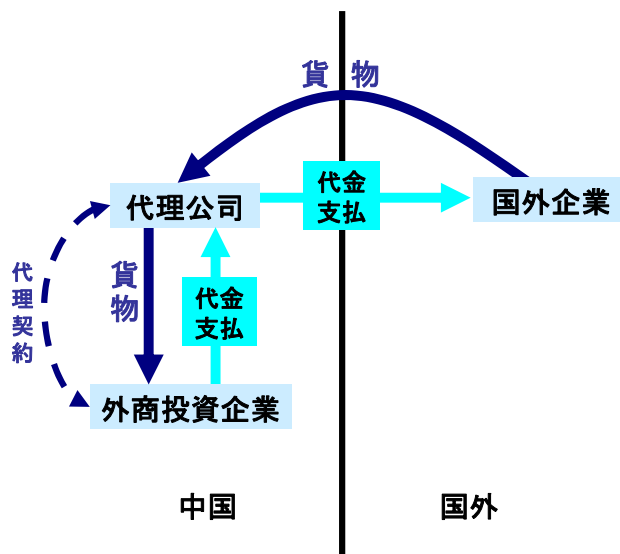
- 第15条** 以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続きを行わなければならない。
- (1) 輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入。
  - (2) 許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。
  - (3) 外貨管理局が認定するその他の状況。

しかし実務上、外商投資企業が代理公司を介して輸入した場合であっても、委託側である外商投資企業が直接、外貨支払手続きを行うことは認められていませんでした。

この点につき、『Q & A』（第3期）では、『実施細則』第15条第1項の「外商投資企業」とは「免税証明が提供可能な外商投資企業のことを指す」とし、当該条項における「外商投資企業」の定義について明確化を図りました。

このため、外商投資企業が代理公司を介して貨物を輸入した場合、免税証明が提供可能なケースや許可証・輸入割当・特定商品の登記に係る輸入業務を除き、輸入代金支払は代理公司を経由したスキームで手続きを行う必要があります（図表1参照）。

【図表1】 輸入代理業務における代金支払スキーム例（イメージ図）



なお輸入単位が保税区内の企業である場合、「**非保税貨物**」を取り扱うときは『弁法』・『実施細則』に基づき輸入代金支払に係る手続を行う必要があり、A・B・C類の分類管理や輸入代理業務に係る規制を受けます。一方、保税区内の企業が「**保税貨物**」を取り扱う場合は『弁法』・『実施細則』の適用対象外となり、企業の分類管理などの規制を受けず、現行の保税区の企業に係る規定に基づき手続を行うことができます。また保税区内における代理業務に係る手続についても、『Q&A』（第1期）において、「保税監督管理区における代理等の関連業務は『保税監督管理区域外貨管理弁法』および『オペレーション規程』の関連規定に基づき手続を行わなければならない」とし、現行の保税区内の外貨管理規定に基づき行う旨、明確にしています。

#### □ 企業の自主的な報告が必要な状況

『実施細則』第17条では、以下の状況に該当する輸入代金支払業務に対して、輸入貨物通関申告書の輸入日もしくは外貨受取・支払日から30日以内に外貨管理局に対する個別報告が必要である旨、規定しています。

##### 【図表2】『実施細則』第17条 外貨管理局での個別報告が必要な状況

- ✓ 「B類輸入単位」の輸入代金支払。
- ✓ 1件の契約に係る外貨支払と実際の貨物到着もしくは外貨受取との差額が契約金額の10%を超え、かつ金額が10万米ドル相当を超える輸入代金支払。
- ✓ 1件の金額が10万米ドル相当を超える輸入外貨の払戻。
- ✓ 輸入単位がリストに掲載された後、輸入代金支払業務が発生してから3ヵ月以内の輸入代金支払。
- ✓ その他の個別報告を必要とする輸入代金支払。

このため商品市況や為替レートの変動といった影響により、輸入通関貨物価額と外貨支払金額に差額が生じた場合や、輸入外貨の払戻があった場合などにおいて、上述の条件に当てはまるケースのときは企業による自主的な個別報告が義務付けられているため、注意が必要です。

なお、個別報告の際には、主に以下の書類を提出する必要があります。

- ✓ 輸入代金支払個別確認検査報告表。
- ✓ 輸入代金支払確認検査商標。
- ✓ 輸入貨物通関申告書。貨物到着後支払の場合は、輸入貨物通関申告書の貿易方式に基づき、相応する証憑を提出すること。
- ✓ 輸入外貨の払戻、中継貿易および国外請負工事に関係する場合、外貨受取証憑を提出すること。
- ✓ 1件の契約に係る外貨支払と実際の貨物到着もしくは外貨受取との差額が契約金額の10%を超え、かつ金額が10万米ドル相当を超える輸入代金支払の場合、輸入契約、インボイスおよび差額説明資料を提出すること。
- ✓ 輸入外貨の払戻の場合、外貨払戻協議書を提出すること。
- ✓ 外貨管理局が提出を要求するその他の資料。

（中国外貨管理雑誌社編『貨物貿易輸入代金支払管理政策および実務』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また『実施弁法』第22条では、「貿易外貨受取支払確認検査システム」を利用して企業の輸入代金支払データおよび輸入貨物データなどに対して、四半期ベースで総量対比検査を実施し、さらにモニタリング事前警告指標システムを設置し、輸入代金支払や貨物輸入状況などに対してモニタリング分析を行うことにより、異常なデータを識別すると規定しています（『弁法』第18条）。

このモニタリング分析の基準となるのが、1四半期における輸入代金支払と貨物輸入の一致性で、「輸入通関申告書の輸入日」と「輸入代金支払証憑の最終船積日+30日」とが同一四半期にある輸入通関申告書の貨物価額と輸入代金支払金額とが確認検査の対象となります<sup>1</sup>。

**総量対比検査対象：** 「輸入通関申告書の輸入日」と「輸入代金支払証憑の最終船積日+30日」とが同一四半期にある輸入通関申告書の貨物価額と輸入代金支払金額

このため、貨物到着と外貨支払とが同一の検査期間内にある場合はシステムにおけるデータの一致性は保たれますが、輸入代金支払に前払や延払などの支払方式を採用し、貨物到着と外貨支払データが同一の確認検査期間内に存在しない場合、システム内のデータに不一致が生じ、確認検査の結果に影響する可能性があります。

上述のような、貨物到着と外貨支払が一致せず、データに偏差が生じた場合について、『Q&A』（第1期）では「偏差値が合理的な範囲内の場合、当該外貨支払金額と到着貨物金額との不一致に係る状況は一般的に企業の考課分類に影響を与えない。偏差値が合理的な範囲を超えた場合、外貨管理局は企業の外貨支払および貨物到着状況に対して立入検査を実施し、立入検査の結果に基づき再度、分類を行う」とし、貨物到着と外貨支払との偏差が合理的な範囲を超えた場合は立入検査の対象となる旨、明確にしています。

この立入検査の対象となる基準について、『実施細則』第22条では以下の状況を挙げています。

#### 【図表3】『実施細則』第22条 立入検査の対象となる状況

- ✓ 輸入貨物金額と輸入外貨支払金額との比率が80%より小さい、もしくは120%より大きく、かつ、輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額<sup>(注)</sup>が100万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 中継貿易、国外請負工事に係る外貨受取金額と相応する外貨支払金額の比率が90%より小さい、もしくは110%より大きく、かつ輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 単月の輸入に係る外貨払戻の頻度が5回より多い、もしくは1件当たりの外貨払戻額が50万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 外貨管理局が必要と認めるその他の状況。

(注) 「輸入外貨過払もしくは貨物の到着過多金額」とは、輸入代金支払金額と輸入到着貨物の金額との差額のことを指す。

支払方式に延払などを採用したことにより、『実施細則』第22条の状況に該当するケースが発生し、立入検査の対象となった場合、『弁法』および『実施細則』では企業による自主報告を義務付けていません。しかし企業

<sup>1</sup> 中継貿易および国外請負工事の場合、外貨受取日と輸入代金支払日とが同一四半期にある輸入に係る外貨受取金額（中継貿易および国外請負工事に係る外貨受取データ）と外貨支払金額（中継貿易および国外請負工事に係る外貨支払データ）に対して総量検査が実施される。

はデータの偏差状況について、外貨管理局に対して自主的に報告することにより、立入検査対象のリストから解除することができます<sup>2</sup>。

『Q&A』(第3期)においても、企業が1件ごとの外貨支払において、すべて延払、ユーザンス支払もしくは海外での代理支払を採用した場合につき、「法規では企業の主体的な報告について規定していないが、企業は自発的に外貨管理局に対して自主的に報告することができる」とし、企業による自主的な報告が可能であることを認めています。

また自主的な報告を行う場合は『Q&A』(第4期)において、「輸入単位が延払・ユーザンス支払方式によって外貨支払を行う場合、貨物を輸入した後、状況説明書を持参し、輸入契約もしくは“貿易金融登記システム”で印刷した契約登記表等の関連証明資料を提出し、当地の外貨管理局にこの種の外貨支払と輸入貨物到着に係る偏差状況について自主的に報告しなければならない」とし、支払方式が延払などの場合、外貨管理局への報告には状況説明書や「貿易金融登記管理システム」に係る資料が必要である旨、明確にしています。

ただし『弁法』および『実施細則』が施行されてから約3ヵ月しか経過しておらず、立入検査に関する条件や実際の運用状況についてはまだ明確ではない点もあります。このため、関連手続については当局による今後の対応を注視していく必要があります。

『Q&A』の詳細につきましては、9ページ以降にございます日本語訳(仮訳)および32ページにございます中国語原文をご覧ください。また、『弁法』・『実施細則』における企業に対する分類条件につきましては、6－8ページをご参照ください。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

<sup>2</sup> 中国外貨管理雑誌社編『貨物貿易輸入代金支払管理政策および実務』参照。



# 【 A類輸入単位 】

| 決済方式                    | 輸入代金支払<br>確認検査証憑                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 支払手続に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用状                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入代金支払確認検査証憑上に当該外貨支払が「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」を正確に表記すること。</li> <li>✓ 実際の外貨支払の取引性質に基づき、取引コードを記入すること。</li> <li>✓ 貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の「最終船積日」を記入すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入契約</li> <li>✓ 信用状開設申請書</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外貨管理局はA類企業の輸入代金支払業務に対して利便化措置を実施。</li> <li>✓ 輸入単位が支払う輸入に係るコミッション、貿易に係る賠償金、および貿易に係る付随費用は、サービス貿易の外貨管理に関する規定に基づき実施。</li> <li>✓ 輸入単位が支払う前払代金および延払代金は、『弁法』『実施細則』および貿易金融登記管理に関する規定に基づき実施。</li> <li>✓ 外貨支払単位と契約で約定した輸入単位、輸入貨物通関申告書の経営単位とは一致していること。輸入代理業務の場合、代理人が輸入、外貨購入・輸入代金支払に対して責任を負うこと（国に別途規定のある場合は除く）。輸入代理に属する場合、外貨支払時に代理協議書の審査・確認が必要。</li> <li>✓ 以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続を行うこと。</li> </ul> |
| 取立                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入契約</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 前受金                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入契約、形式インボイス</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 貨物到着後支払                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>【「外貨の売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入契約書</li> <li>✓ 税関の「取扱印」が押捺済の輸入貨物通関申告書正本（外貨支払証明用紙）</li> <li>✓ 商業インボイス</li> </ul> <p>【「条件付で外貨売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記書類以外に、貿易方式に基づいた関連書類が必要</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 国外請負工事に係る貿易貨物代金         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済方式に基づく関連書類</li> <li>✓ 工事請負協議書</li> <li>✓ 工事請負資質証明等</li> </ul>                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中継貿易                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>【先に支払い後で受け取る方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済方式に基づく関連書類</li> <li>✓ 輸出契約</li> </ul> <p>【先に受け取り後で支払う方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済方式に基づく関連書類</li> <li>✓ 輸出契約</li> <li>✓ 外貨受取証憑</li> </ul>                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 転廠もしくは国内宛外貨決済           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済方式に基づく転廠契約および関連書類</li> <li>✓ 「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物通関申告書（コピー）</li> </ul>                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 『実施細則』第22条<br>立入検査に係る規定 | <p>以下の状況のいずれかが存在する輸入単位に対して、外貨管理局は立入検査が実施可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入貨物金額と輸入外貨支払金額との比率が80%より小さい、もしくは120%より大きく、かつ、輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合（「輸入外貨過払もしくは貨物の到着過多金額」とは、輸入代金支払金額と輸入到着貨物の金額との差額のこと。以下同）。</li> <li>✓ 中継貿易、国外請負工事に係る外貨受取金額と相応する外貨支払金額の比率が90%より小さい、もしくは110%より大きく、かつ輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。</li> <li>✓ 単月の輸入に係る外貨払戻の頻度が5回より多い、もしくは1件当たりの外貨払戻額が50万米ドル相当額より大きい場合。</li> <li>✓ 外貨管理局が必要と認めるその他の状況。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入（「外商投資企業」とは、免税証明が提供可能な外商投資企業のこと）。</li> <li>• 許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。</li> <li>• 外貨管理局が認定するその他の状況。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

# 【 B類輸入単位 】

| 決済方式            | 輸入代金支払<br>確認検査証憑                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 支払手続に必要な書類                                                                                                                                                        | B類単位に対する<br>管理措置                                                                                                                                                                                                       | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用状             | ✓ 輸入代金支払確認検査証憑上に当該外貨支払が「輸入確認検査」に関わる外貨支払であるか否か」を正確に表記すること。<br>✓ 実際の外貨支払の取引性質に基づき、取引コードを記入すること。<br>✓ 貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の「最終船積日」を記入すること。                                                                                                                                                                                                   | ✓ 輸入契約<br>✓ 信用状開設申請書                                                                                                                                              | ✓ すべての輸入代金支払業務は <b>輸入貨物通関申告書の輸入日もしくは外貨受取・支払日から30日以内に外貨管理局に対する個別報告が必要</b> 。<br>✓ 1件当たりの前払金額が5万米ドル相当を超える場合、銀行で暗証の確認を受けた外国側の銀行が発行した前払貨物代金返還保証状の提出が必要。<br>✓ 輸入単位の法定代表者もしくはその授権者と面会し、リスク警告に係る面談の実施。<br>✓ 外貨管理局が定めるその他の管理措置。 | ✓ 銀行は輸入代金支払確認検査証憑および有効な証憑に基づき外貨支払手続を行い、企業は外貨管理局での個別事後報告が必要。<br>✓ 輸入単位が支払う輸入に係るコミッション、貿易に係る賠償金、および貿易に係る付随費用は、サービス貿易の外貨管理に関する規定に基づき実施。<br>✓ 輸入単位が支払う前払代金および延払代金は、『弁法』『実施細則』および貿易金融登記管理に関する規定に基づき実施。<br>✓ 外貨支払単位と契約で約定した輸入単位、輸入貨物通関申告書の経営単位とは一致していること。輸入代理業務の場合、代理人が輸入、外貨購入・輸入代金支払に対して責任を負うこと（国に別途規定のある場合は除く）。輸入代理に属する場合、外貨支払時に代理協議書の審査・確認が必要。<br>✓ 以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"><li>輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入（「外商投資企業」とは、免税証明が提供可能な外商投資企業のこと）。</li><li>許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。</li><li>外貨管理局が認定するその他の状況。</li></ul> |
| 取立              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ✓ 輸入契約                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 前受金             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ✓ 輸入契約、形式インボイス                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 貨物到着後支払         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【「外貨の売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】<br>✓ 輸入契約書<br>✓ 税関の「取扱印」が押捺済の輸入貨物通関申告書正本（外貨支払証明用紙）<br>✓ 商業インボイス<br>【「条件付で外貨売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】<br>✓ 上記書類以外に、貿易方式に基づいた関連書類が必要 |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 国外請負工事に係る貿易貨物代金 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 工事請負協議書<br>✓ 工事請負資質証明等                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 中継貿易            | 【先に支払い後で受け取る方式の場合】<br>✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 輸出契約<br>【先に受け取り後で支払う方式の場合】<br>✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 輸出契約<br>✓ 外貨受取証憑                                                                                                                                                                                                                                    | ✓ 輸入単位の法定代表者もしくはその授権者と面会し、リスク警告に係る面談の実施。<br>✓ 外貨管理局が定めるその他の管理措置。                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                 | ✓ 決済方式に基づく転廠契約および関連書類<br>✓ 「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物通関申告書（コピー）                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 転廠もしくは国内宛外貨決済   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| B類単位の分類基準       | 以下の状況のうちいずれかが存在し、かつ正当な理由のない企業を「B類単位」に認定。<br>✓ 立入検査により、輸入代金支払業務に、『実施細則』第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ事実であることが確定した場合。<br>✓ 輸入代金支払業務に、『実施細則』第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ『実施細則』第25条の規定に基づかず、事実に基づいた関連資料を外貨管理局に提出していない場合。<br>✓ 『実施細則』規定に基づかず、外貨管理局に対する個別報告もしくは輸入代金支払業務の登記手続を行っていない場合。<br>✓ 隠匿、不法鞏取、詐取等の外貨管理規定に関する重大な違反行為があり、外貨管理局の立件調査を受けた場合。<br>✓ 外貨管理局が認定するその他の状況。 |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

## 【C類輸入単位】

| 決済方式                | 輸入代金支払<br>確認検査証憑                                                                                                                                                                         | 支払手続に必要な書類                                                                                                                                                        | B類単位に<br>対する<br>管理措置                                                                                           | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用状(×)              | ✓ 輸入代金支払確認検査証憑上に当該外貨支払が「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」を正確に表記すること。<br><br>✓ 実際の外貨支払の取引性質に基づき、取引コードを記入すること。<br><br>✓ 貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の「最終船積日」を記入すること。                                     |                                                                                                                                                                   | ✓ すべての輸入代金支払業務は <u>輸入代金支払前に外貨管理局での事前登記が必要</u> 。<br><br>✓ 信用状、取立、前払等の方式での輸入代金支払は不可。<br><br>✓ 外貨管理局が定めるその他の管理措置。 | ✓ 外貨管理局は、リストに掲載されていない輸入単位および「C類輸入単位」の輸入代金支払に対して、事前の登記管理を実施。輸入単位は規定に基づき外貨管理局で輸入代金支払業務登記手続が必要。銀行は外貨管理局が発行した登記証明および関連書類に基づき、輸入代金支払業務を実施。<br><br>✓ 銀行は輸入代金支払確認検査証憑および有効な証憑に基づき外貨支払手続を行い、企業は外貨管理局での個別事後報告が必要。<br><br>✓ 輸入単位が支払う輸入に係るコミッション、貿易に係る賠償金、および貿易に係る付随費用は、サービス貿易の外貨管理に関する規定に基づき実施。<br><br>✓ 輸入単位が支払う前払代金および延払代金は、『弁法』・『実施細則』および貿易金融登記管理に関する規定に基づき実施。<br><br>✓ 外貨支払単位と契約で約定した輸入単位、輸入貨物通関申告書の経営単位とは一致していること。輸入代理業務の場合、代理人が輸入、外貨購入・輸入代金支払に対して責任を負うこと(国に別途規定のある場合は除く)。輸入代理に属する場合、外貨支払時に代理協議書の審査・確認が必要。<br><br>✓ 以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続を行うこと。<br><br>• 輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入(「外商投資企業」とは、免税証明が提供可能な外商投資企業のこと)。<br><br>• 許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。<br><br>• 外貨管理局が認定するその他の状況。 |
| 取立(×)               |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 前受金(×)              |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 貨物到着後支払             |                                                                                                                                                                                          | 【「外貨の売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】<br>✓ 輸入契約書<br>✓ 税関の「取扱印」が押捺済の輸入貨物通関申告書正本(外貨支払証明用紙)<br>✓ 商業インボイス<br>【「条件付で外貨売渡・外貨支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】<br>✓ 上記書類以外に、貿易方式に基づいた関連書類が必要 |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 国外請負工事に係る<br>貿易貨物代金 |                                                                                                                                                                                          | ✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 工事請負協議書<br>✓ 工事請負資質証明等                                                                                                                        |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 中継貿易                | 【先に支払い後で受け取る方式の場合】<br>✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 輸出契約<br>【先に受け取り後で支払う方式の場合】<br>✓ 決済方式に基づく関連書類<br>✓ 輸出契約<br>✓ 外貨受取証憑                                                                             |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 転廠もしくは<br>国内宛外貨決済   | ✓ 決済方式に基づく転廠契約および関連書類<br>✓ 「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物通関申告書(コピー)                                                                                                                              |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| C類単位の分類基準           | 以下の状況のうちいずれかが存在する企業を「C類単位」に認定。<br>✓ 外貨管理局が立入検査を実施する際に、『実施細則』第25条の規定に違反し、確認検査の拒否もしくは協力の拒否をした場合。<br>✓ 隠匿、不法転取、詐取等の外貨管理規定に対する重大な違反行為があり、外貨管理局の処罰もしくは司法機関の立件調査を受けた場合。<br>✓ 外貨管理局が認定するその他の状況。 |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



**国家外貨管理局照合改革弁公室**  
**『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ&A』**  
**第1期**

2010年11月29日

輸入代金支払照合制度改革は2010年12月1日より全国に拡大した。各外貨管理局、銀行および企業の改革政策および関連業務オペレーションに対する正確な理解、把握を保証するため、総局は前期の試行状況および銀行、企業から疑問があると報告された内容を総括し、かつ研修期間に報告を受けた各種の問題について整理を行い、事前に関連する問題を設け、『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ&A』を作成し、複数回に分けて公布する

**Q1: 最終船積日はどのように確定するのか？**

**A:** 『実施細則』第10条では、「輸入単位はその貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の“最終船積日”を記入しなければならない」と規定している。契約に約定した船積期限と実際の船積日が一致しない場合、出港日もしくは船積日を修正し、実際の船積期限に基づき記入しなければならない。契約上、書面で船積日を約定していない場合、銀行は輸入単位に対して書面での補充説明を要求することができる。

前払業務の場合、その最終船積日は契約に約定した船積日を記入する。1件の輸入代金支払が複数の契約に対応する場合、その最終船積日は最終貨物の船積日を記入する。国外工事使用物資、中継貿易に係る支払の場合、その最終船積日は、実際もしくは予定外貨受取日を記入する。分割して代金を受け取る場合、最終回の外貨受取日を記入する。

**Q2: 外貨払戻業務に係る個別報告の期日は？**

**A:** 輸入に係る外貨払戻業務は、輸入代金払戻に係る外貨資金の入金後30日(暦日)以内に外貨管理局で個別報告を行わなければならない。

**Q3: 『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』は長期的に有効なのか？**

**A:** 『確認書』は原則として「輸入単位外貨支払リスト」の有効期間と同じである。外貨管理局が状況に基づき『確認書』を修正する必要がある場合、もしくは輸入単位がリスト資格を取り消され、再度リスト資格を申請する場合、輸入単位は外貨管理局と再度、『確認書』の署名手続を行わなければならない。

**Q4: 『輸入代金支払登記表』の有効期間はどれくらいか？**

**A:** 『輸入代金支払登記表』の有効期間は『登記表』の登記日から起算して1カ月以内である。

**Q5: 輸出業務しかなく、暫時、輸入業務がない場合、暫時、リスト登記手続を行わなくてもよいか？2011年6月1日まで、暫時、『確認書』に署名しなくてもよいか？**

**A:** すでに「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されている企業は、要求に基づき2011年6月1日までに『確認書』に署名しなければならない。「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されていない輸出企業は暫時、リスト登記および『確認書』への署名手続を行う必要はない。

**Q6: 2010年1月1日以前の輸入代金支払業務に係る照合とは、税関の発行日のことを指すのか、それとも通関申告書上の輸入日のことを指すのか？**

**A:** 2010年1月1日の輸入代金支払業務に係る照合とは、外貨支払日が2010年1月1日以前の輸入代金支払業務のことを指す。この種の業務に関係する輸入単位は要求に基づき速やかに照合手続をおこなわなければならない。

**Q7: 貨物到着後支払において、通関申告書番号は申告書上に注記する必要があるか？1件の通関申告書につき、企業が一部の外貨支払を行う場合、銀行は通関申告書上に外貨支払済の情報を注記の上、審査印を押捺する必要があるか？**

**A:** 貨物到着後支払に係る外貨支払の場合、申告書上に通関申告書番号を注記する必要がある。1件の通関申告書につき、一部の外貨支払を行う場合、銀行は通関申告書上に当該回の外貨支払に係る金額、通貨種類および期日を注記し、業務公印を押捺しなければならない。

**Q8: 紙ベースの通関申告書の金額が電子通関申告書の「単価×数量」の金額と等しくない可能性がある場合、ネットワーク審査が取り消された後、どのように処理するのか？**

**A:** ネットワーク審査が取り消された後、通関申告書の取引総額と通関申告書の「単価×数量」の金額が等しくない場合、輸入単位の外貨支払は通関申告書の取引総額を上回ってはならない。

**Q9: 『輸入代金支払登記表』は紙ベースの輸入代金支払確認検査証憑とともに所在地の外貨管理局に送付する必要があるか？**

**A:** 『輸入代金支払登記表』は一式3部で、1部は外貨管理局が保管し、1部は外貨支払銀行が使用し、1部は輸入単位が保管する。使用後、輸入代金支払確認検査証憑とともに所在地の外貨管理局に送付する必

要はない。

**Q10:** 企業の外貨支払時の通貨種類が『登記表』と一致しない場合、どのように取り扱うのか？

**A:** 『登記表』の署名・発行日に基づき、外貨管理局が換算率によって計算する。

**Q11:** 貨物到着後支払に関して、以前すでに支払を行ったがなお残額がある業務もネットワーク審査を行う必要はないのか？

**A:** 必要ない。

**Q12:** 保税區企業は元の規定に基づき関連書類を補充提出する必要があるのか？補充手続に係る通関申告書はネットワーク審査を行う必要があるのか？保税區代理業務は暫定弁法における代理業務に係る規定を参照して執行するのか？銀行が電子ファイル証明を発行している場合、引き続き発行するのか？

**A:** 保税區監督管理区域内企業が外貨支払時に関連証憑および商業書類を提出できない場合、『保税監督管理区域外貨管理弁法』および『オペレーション規程』の関連規定に基づき手続を行う。すなわち、外貨支払後90日以内に規定に基づき外貨支払銀行に関連書類を補充提出しなければならない。外貨支払銀行は規定に基づき、照合消し込み、ファイルクローズおよび注記手続を行わなければならない。

保税監督管理区における代理等の関連業務は『保税監督管理区域外貨管理弁法』および『オペレーション規程』の関連規定に基づき手続を行わなければならない。

**Q13:** 輸出加工区の企業は今回の改革の範囲内か？今回の改革は保税區企業に影響はあるのか？保税區企業も『確認書』に署名する必要があるのか？

**A:** 輸出加工区等の保税監督管理区域企業による非保税業務には『暫定弁法』および『細則』を適用し、その他の業務は引き続き『保税監督管理区域外貨管理弁法』および『オペレーション規程』に基づき執行する。区内企業が保税業務と同時に、非保税業務も取り扱っている場合、『確認書』の署名手続を行わなければならない。

**Q14:** 保税區企業が代金支払確認検査証憑を記入する場合、「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」の欄はどのように記入するのか？

**A:** 保税監督管理区域企業が非保税業務を取り扱う場合、「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」の欄に「はい」を記入し、保税業務を取り扱う場合、「いいえ」を記入する。

**Q15: 区内企業はリスト、分類管理に組み入れるのか？**

**A:** 保税監督管理区域企業に非保税業務が発生する場合、遅滞なくリスト登記手続きを行い、かつ『確認書』に署名し、関連する分類管理規定を適用しなければならない。

**Q16: 代理業務に関して、委託側が代理協議に基づき代理側に資金を振り替える場合、振替払出銀行は代理協議のみに基づき資金の振替を取り扱うのか？受取側銀行は代理側の説明書のみに基づき代理送金の入金手続きを取り扱うのか？**

**A:** 代理業務に係る委託側と代理側の資金の振替について、銀行は代理協議を審査する必要があるだけではなく、外貨預金口座および資本項目外貨管理に関する規定に基づき手続きを行わなければならない。

**Q17: 外貨支払金額と到着貨物金額とに不一致が存在する場合、企業の考課分類にどのような影響があるのか？**

**A:** 企業の外貨支払金額と到着貨物金額とに不一致が存在する場合、企業の関連するモニタリング事前警告指標に偏差が存在する。偏差値が合理的な範囲内の場合、当該外貨支払金額と到着貨物金額との不一致に係る状況は一般的に企業の考課分類に影響を与えない。偏差値が合理的な範囲を超えた場合、外貨管理局は企業の外貨支払および貨物到着状況に対して立入検査を実施し、立入検査の結果に基づき再度、分類を行う。このため、システムのモニタリング事前警告指標に発生する選別は企業考課分類に係る根拠の1つに過ぎず、最終的な分類結果は外貨管理局による人的確認が必要である。

**Q18: 銀行の元の「審査済」印はすでに無効なのか？今後は書類上にどの印章を押捺するのか？**

**A:** 元の「××銀行貨物到着後支払審査済印」は無効とすることができ、今後は書類上に銀行カウンターの業務公印を押捺する。

**Q19: 『細則』第12条の「銀行が輸入単位のために外貨支払手続きを扱う場合、“中国電子口岸—輸入代金支払システム”を通じて輸入貨物通関申告書電子ファイルに対しネットワーク確認検査を行う必要はない」とは、どのように理解したらよいのか？**

**A:** 輸入照合制度改革後、銀行は「中国電子口岸—輸入代金支払システム」を通じて輸入貨物通関申告書の電子ファイルに対して照合消し込み、ファイルクローズを行う必要はない。銀行が「中国電子口岸—輸入代金支払システム」を通じて通関申告書情報が必要であると考える場合、銀行は企業に対してICカードの提出を要求し、口岸システムにログインして調べることができる。

Q20: B、C類企業<sup>3</sup>リストは半年ごとに一度公布されることになっているが、外貨管理局は随時、企業をB、C類リスト<sup>4</sup>に組み入れることができるため、銀行は1件ごとの業務を取り扱う前に企業分類の等級を調べる必要があるか？こうした臨時的に分類を調整した企業リストは毎日更新される付加リストを通して変更されるのか、それとも元の半年に一度公布される企業分類リスト上で直接変更されるのか？銀行はどのようにして遅滞なく企業の分類情報を検索・把握するのか？

A: 銀行が輸入単位のために輸入代金支払もしくは信用状開設手続を行う場合、企業分類考課結果を調べなければならない。考課分類の結果は公布日から半年とし、有効期限は外貨管理局が最新のリストを公布した期日を基準とする。随時B、C類<sup>5</sup>に組み込まれる輸入単位につき、外貨管理局は遅滞なく新規リストを銀行に通知し、同時に過渡期を設け、発効期日を説明する。

Q21: 人民元クロスボーダー貿易は新しい制度を適用するのか？

A: 確認検査システムは輸入単位の貿易に係る輸入代金支払および輸入貨物到着状況のデータを全面的に採集し、輸入単位の輸入代金支払状況（人民元建ての支払を含む）に対してオフサイトの確認検査を実施する。

Q22: 企業が、外貨支払単位と経営単位とが異なる外貨支払手続を行う場合、12月1日以前に開設した信用状で、12月1日以後に信用状の期限が到来し外貨支払を行う場合、外貨支払時に外貨支払登記手続を行う必要があるか？

A: 必要ない。

Q23: 『企業の国外登記貨物船購入に係る外貨照合に関する問題についての国家外貨管理局の承認回答』（匯復[2003]330号）では、企業が国外で登記され、便宜置籍国の旗を掲げて運航し、将来的に通関・入国することのない貨物船を購入する場合、外貨支払時に『輸入外貨支払届出表』に係る手続が必要であった。改革後、この種の輸入代金支払業務は登記手続を行う必要はあるのか？

A: 必要である。登記類別は「その他」である。

Q24: 『細則』では1件の契約に係る外貨支払と実際の貨物到着もしくは外貨受取との差額が契約金額の10%を超え、かつ金額が10万米ドル相当を超える輸入代金支払は、個別報告が必要であると規定している。

<sup>3</sup> 中国語原文では「二、三類」となっているが、日本語訳では『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』および『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』を参照し、「B、C類」とした。

<sup>4</sup> 注1に同じ。

<sup>5</sup> 注1に同じ。



ここの「実際の貨物到着」金額とは、通関申告書の取引総額のことを指すのか、それとも通関申告書の「単価×数量」のことを指すのか？

A: 通関申告書の取引総額のことを指す。

Q25: 輸出照合業務に関連する輸入業務は引き続き元の方法に基づき処理しなければならないのか？例えば、輸入相殺決済の場合、照合消し込み、ファイルクローズをする必要があるのか？輸入代金の払戻の場合、輸出外貨受取報告システムで照合消し込みをする必要があるのか？

A: 輸出照合業務に関連する輸入業務は引き続き元の方法に基づき処理し、相殺に使用する輸入貨物通関申告書は輸出外貨受取報告システムで照合消し込み、ファイルクローズをしなければならず、輸入代金の払戻業務は輸出外貨受取報告システムで抹消処理を行わなければならない。

Q26: 企業が確認検査システムのオンライン業務を開通するためにはどのような手続が必要なのか？

A: 企業ユーザーは貿易外貨受取・支払確認検査システム（企業版）にログインする前に、当地の外貨管理局で確認検査システムのオンライン業務に係るアカウント開設手続を行い、業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを入手しなければならない。このうち、国際収支オンライン申告業務が開通済の企業は当地の外貨管理局で確認検査システムのオンライン業務に係るアカウント開設手続を行った後も、継続して応用サービスプラットフォーム業務管理員ユーザー（ba）の既存パスワードを使用しなければならない。

Q27: 試行地域の企業はどのようにしてユーザーパスワードを取得するのか？

A: 天津、江蘇、山東、湖北、内モンゴル、福建および青島等の7試行地域において試行期間中にオンライン業務が開通済の企業は、試行期間中にインストールした確認検査システム企業版顧客ポートソフトを通して公告欄の情報をダウンロードし検索した上で、応用サービスプラットフォーム業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得することができる。このうち、国際収支オンライン申告業務が開通済の企業は、継続して応用サービスプラットフォーム業務管理員ユーザー（ba）の既存パスワードを使用しなければならない。

Q28: 輸入代金支払のリスト企業はどのようにしてユーザーパスワードを取得するのか？

A: 試行地域以外の企業で、2010年11月8日までに「輸入単位外貨支払リスト」に掲載された企業に対しては、確認検査システムのオンライン業務が自動的に開通してある。このうち、国際収支オンライン申告業務が開通済の企業は、継続して応用サービスプラットフォーム業務管理員ユーザー（ba）の既存パスワードを使用し、その他の企業は当地の外貨管理局に連絡し、業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得

しなければならない。

**Q29: 企業ユーザーがパスワードを忘れた場合、どうしたらよいか？**

- A:** (1) 企業の業務管理員 (ba) ユーザーがパスワードを忘れた場合、当地の外貨管理局に、そのためにパスワードを再設定するように連絡しなければならない、当地の外貨管理局が企業に対して再設定後のログインパスワードを通知する。当該パスワードは翌日より発効する。
- (2) 企業業務操作員 (企業の業務管理員が作成したユーザー) がパスワードを忘れた場合、企業の業務管理員 (ba) に、そのためにパスワードを再設定するように連絡しなければならない。

**Q30: 確認検査システム (企業版) を使用する場合、どのような要求があるのか？**

- A:** 企業はインターネットを利用し国家外貨管理局応用サービスプラットフォームを通して貿易外貨受取・支払確認検査システム (企業版) にアクセスする。国家外貨管理局応用サービスプラットフォームのURLは以下の通り。

<http://asone.safesvc.gov.cn/asone>

当該システムを正常に使用するため、企業は以下の問題に注意しなければならない。

- (1) 企業はインターネットにアクセス可能なコンピュータを自身で準備し、かつウィルス防止等の対策をし、コンピュータ作業の正常性を確保しなければならない。
- (2) 確認検査システム (企業版) アクセス用のコンピュータには必ず Microsoft Internet Explorer 6.0 以上のバージョンのブラウザをインストールしなければならない (現在、他のメーカーのブラウザは支持していない)。1024 × 768 の解像度を使用し、ブラウザの最適な効果を得るように勧める。
- (3) 企業は信用できるサイトを設置しなければならない。
- (4) 使用前に、企業はまず当地の外貨管理局で確認検査システムのオンライン業務に係るアカウント開設手続を行わなければならない。
- (5) 企業は業務管理員ユーザー (ba) を使用し国家外貨管理局応用サービスプラットフォームにログインして業務操作員を配備し、権限を設置しなければならない。
- (6) 業務操作員は確認検査システム (企業版) にログインしてオンライン業務手続を行う。

関連する設置操作の具体的なプロセスは、『貿易外貨受取・支払確認検査システム(企業版)システムアクセス設置ガイド』を参照されたい(応用サービスプラットフォームのトップページにアクセスの上、ダウンロード可能)。

**Q31:** (略)

**A:** (略)

**Q32:** (略)

**A:** (略)

**国家外貨管理局照合改革弁公室**  
**『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ & A』**

**第2期**

2010年12月6日

**Q1:** 中継貿易に係る受取・支払の差額が契約総額の10%を超え、かつ10万元米ドル相当を超えた場合、個別報告を行う必要はあるのか？

**A:** 必要である。

**Q2:** 照合改革が全国に拡大された後、輸入単位が支払う前払および延払に係る手続をどのように行うのか？

**A:** 『輸入代金支払照合制度改革に関する問題についての通達』(匯発[2010]57号)第46条では、「輸入単位が支払う前払および延払は、本細則および貿易金融登記管理に関する規定に基づき取り扱う」と規定している。

**Q3:** 「貨物貿易輸入代金支払業務印」の使用範囲はどこまでなのか？

**A:** 『国家外貨管理局綜合司の貨物貿易輸入代金支払業務印の作成および使用に関する通達』(匯綜発[2010]149号)では、「貨物貿易輸入代金支払業務印」の使用範囲は、「各分局、外貨管理部が企業のために貨物貿易輸入代金支払業務を取り扱う際にのみ使用する」と規定している。具体的には、輸入代金支払登記表、輸入代金支払個別確認検査報告表、立入検査通知書、考課分類通知書および12月1日以前の過去の照合業務が含まれる。

**Q4:** 法規における「銀行業務公印」とは具体的に何を指すのか？現有の「銀行外貨決済印」は代用可能なのか？

**A:** 法規における「銀行業務公印」とは元の各種業務手続時の対応する業務印のことであり、「銀行外貨決済印」とは異なり、各銀行の実際の状況に基づき、業務に応じた業務公印を使用しなければならない。

**Q5:** 最終船積日が外貨支払日より早い、記入することができるか？

**A:** 記入することができる。

**Q6:** 全国に拡大された初期において、輸入単位は暫時、考課分類結果が存在しないが、銀行が輸入単位のために業務を取り扱う場合はどのように把握するのか？

A: 暫時、考課分類結果が存在しない企業に対して、銀行はA類輸入単位の管理要求に基づき当該企業のために相応する業務を取り扱うことができる。

Q7: 代理業務において、委託側は代理協議に基づき代金を代理側に振り替えることができるが、振替払出銀行は代理協議のみに基づき振替手続を行うのか？受取側銀行は代理側の説明に基づき代理に係る外貨支払代金の入金手続を行うことができるのか？

A: 代理業務に係る委託側と代理側の代金振替について、銀行は代理協議を審査するだけでなく、外貨口座および資本項目外貨管理に関する規定に基づき手続を行わなければならない。

Q8: 補導期間内の企業に係る輸入代金支払は、A、B、C類のうちどの企業を参照して輸入代金支払手続を行うのか？

A: 補導期間内の企業に係る輸入代金支払業務は、輸入貨物通関申告書の輸入日もしくは外貨受取・支払日から30日以内に外貨管理局に対して個別報告を行わなければならない、管理措置はA類企業を参照して行う。

Q9: 銀行が中継貿易、国外請負工事および輸入代金の払戻等の貿易に係る外貨収入の元転もしくは入金手続を行う場合、『輸出外貨受取照合専用情報申告表』上に「中継貿易に係る受取外貨」等の文言を注記しなければならない。では、中継貿易に係る収入は照合手続が不要だが、銀行はなぜ『輸出外貨受取照合専用情報申告表』を発行しなければならないのか？

A: 銀行は『渉外収入申告表』に「中継貿易に係る受取外貨」等の文言を注記する必要があるが、企業のために『輸出外貨受取照合専用情報申告表』を発行する必要はない。

Q10: 現在、まだ外貨支払を行っていない経営単位と輸入単位が異なる通関申告書の外貨支払証明用紙はどのように処理するのか？まだ自身で外貨支払を行うことができるのか？

A: 『実施細則』第15条に定める状況に属さない場合、通関申告書の経営単位が外貨支払手続を行わなければならない。政策実施以前に、契約の約定もしくはその他の特殊な状況がある場合、当地の外貨管理局に説明することができ、外貨管理局は事実に基づき、適宜、手続を行う。

Q11: 外貨管理局は輸入単位の輸入外貨支払データと輸入貨物データに対して総量対比を実施しているが、採取するデータ資料の期日は2010年1月から11月までか、それとも2010年12月1日以降のデータか？

A: 確認検査システムによる総量確認検査のデータは、2010年1月1日以降の輸入貨物、輸入に係る外貨



受取および外貨支払データに対して総量照合対比を実施するものである。

**Q12:** 属地管理の原則とは、登録地に基づく管理のことを指すのか、それとも外貨支払地に基づく管理のことを指すのか？

**A:** 企業の工商営業許可証の登録地に基づいた区分において所属する外貨管理局のことを指す。

**Q13:** 委託側は、外貨を代理側に振り替えて代理側が外貨支払を行い、代理側が外貨購入を行わない、という  
手続をとることは可能か？

**A:** 可能である。

**Q14:** 契約上の輸入単位と輸入貨物通関申告書とが一致する状況において、輸入代理に属する場合、代理協  
議を提出した後、銀行はすぐに外貨支払業務を取り扱うことができるのか？

**A:** 外貨支払単位と契約上の輸入単位、通関申告書上の経営単位とが一致している場合、代理協議を審査す  
るのみでよい。

**Q15:** 委託側と通関申告書上の経営単位が一致しない代理業務の場合、銀行は外貨管理局が発行した登記表  
に基づき外貨支払を行うのか？

**A:** 必要ない。免税証明書、許可証等の関連書類を審査するのみでよい。

**Q16:** 前払代金の払戻は、以前は証憑を審査する必要がなく、直接、決済口座に入金していたが、12月1日以  
降は『実施細則』に基づき契約、払戻協議を審査しなければならないのか？

**A:** 審査しなければならない。

**Q17:** 事前登記業務は企業登録地の外貨管理局で行うのか、それとも企業の外貨支払地の外貨管理局で行う  
のか？

**A:** 企業登録地の外貨管理局で手続を行う。

**Q18:** 銀行が企業のために前払代金の払戻業務を行う場合、資本項目の認定書を審査する必要があるのか？  
この種の外貨払戻について、外貨管理局は資本項目の認定書を発行する必要があるのか？

**A:** 登記済の前払代金の払戻は、貿易金融に関連する規定に基づき取り扱う。その他の状況の払戻は、『実  
施細則』第13条の規定に基づき取り扱う。

**Q19:** 輸入単位の名称に変更が発生しているにもかかわらず、外貨管理局のリスト情報がまだ変更されていない場合、銀行は当該企業のために外貨支払業務を取り扱うことはできるのか？

**A:** できない。企業は外貨管理局でリスト変更手続を行った後、外貨支払手続を行うことができる。

**Q20:** 差額が10万米ドルを超え、かつ契約金額の10%を超える輸入代金支払業務の場合、企業は個別報告が必要であるが、銀行は、通関申告書を超えた金額を、企業のために貨物到着後支払に係る外貨支払業務を取り扱うことができるのか？

**A:** できない。

**Q21:** クロスボーダー人民元決済業務を行う企業も、リスト管理に組み入れるのか？

**A:** 人民元建て決済業務があり、外貨建て決済業務もある企業は、リスト管理に組み入れなければならない。人民元建て決済業務のみの企業は必要ない。

**Q22:** 契約に最終船積日を約定していない場合、銀行はどのように審査を行うのか？企業の記入日と商業証憑とが一致しない場合、どのように処理するのか？

**A:** 企業は補充説明を行う必要がある。銀行は企業が記入した最終船積日と関連する商業証憑との一致性を審査しなければならない。

**国家外貨管理局照合改革弁公室**  
**『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ & A』**  
**第3期**

2010年12月10日

**Q1: 照合改革が全国に拡大された後、企業の過去の業務はどのように取り扱うのか？**

- A:**
- ① 外貨支払日が2010年1月1日以前の業務について、企業は規定に基づき速やかに照合手続を行わなければならない。
  - ② 非試行地域の外貨支払日が2010年1月1日から2010年11月30日までの期間の業務、および試行地域の外貨支払日が2010年1月1日から2010年4月30日までの期間の業務は、『輸入代金支払照合に係る過去業務の整理に関する問題についての通達』(匯綜発[2010]130号)を参照して取り扱わなければならない。
  - ③ 非試行地域の外貨支払日が2010年12月1日以降の業務、および試行地域の外貨支払日が2010年5月1日以降の業務に対しては、すでに関連する改革政策に基づき総量検査を実施しているため、企業は照合手続を行う必要はない。

**Q2: 通関申告書の経営単位と外貨支払単位が一致しない場合、どのように把握するのか？**

**A:** 『実施細則』第15条では、以下のように規定している:

「以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続を行わなければならない。

- (1) 輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入。
- (2) 許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。
- (3) 外貨管理局が認定するその他の状況。」

このうち、上述第1項における「外商投資企業」とは、免税証明が提供可能な外商投資企業のことを指す。

**Q3: 企業が1件ごとの外貨支払において、すべて延払、ユーザンス支払もしくは海外での代理支払を採用して決済を行っている場合、1件ごとにすべて外貨管理局に対して自主的な報告を行う必要があるのか？**

**A:** 法規では企業の自主的な報告について規定していないが、企業は自発的に外貨管理局に対して自主的に報告することができる。また、延払、ユーザンス支払業務について、企業は輸入代金支払の確認検査書類における最終船積日を参照し、契約を単位として外貨管理局に報告しなければならない。

**Q4:** A類企業は個別報告を行う必要はないのか？

**A:** 業務状況に基づき決定する。A類企業の1件の契約に係る外貨支払と実際の貨物到着もしくは外貨受取との差額が契約金額の10%を超え、かつ金額が10万米ドル相当を超える輸入代金支払、および1件の金額が10万米ドル相当を超える輸入代金の払戻業務は、規定に基づき所在地の外貨管理局に対して事後の個別報告を行わなければならない。

**Q5:** 銀行は、B類輸入単位のために1件の金額が5万米ドル相当を超える前払代金の支払を行う場合に企業に対して銀行で暗証の確認を受けた外国側の銀行が発行した前払貨物代金返還保証状を要求するのか、それもとB類輸入単位は外貨管理局に対して個別報告を行なう際に提供するのか？

**A:** 銀行は、B類輸入単位のために外貨支払手続を行う際に、銀行で暗証の確認を受けた外国側の銀行が発行した前払貨物代金返還保証状を審査しなければならない。

**Q6:** 最終船積日とは、貨物到着予定日のことであると理解してよいのか？

**A:** 「最終船積日+30日」を、貨物到着予定日とすることができる。

**Q7:** 新政策が12月1日より実施開始というのは、輸入日のことを指しているのか、外貨支払日のことを指しているのか？

**A:** 外貨支払日のことである。

**Q8:** 外貨支払データと通関データが一致しない場合はどのように処理するのか？

**A:** 企業が特殊な原因により外貨支払データと通関データとの不一致が発生した場合、自主的な報告による方式を採用し、遅滞なく外貨管理局に状況を説明することができる。外貨管理局がオフサイトの確認検査を通して不一致を発見した場合、企業に対して立入検査を実施し、企業は検査期間内に輸入代金支払業務に対して説明を行わなければならない。

**Q9:** 通関申告書はネットワーク審査を行う必要はないが、輸入代金支払の書類上には照合消し込み金額を記入する必要はあるのか？

A: 輸入代金支払の書類上には照合消し込み金額を記入する必要はないが、当該回の外貨支払に使用した金額を記入しなければならない。

**Q10: 銀行が輸入通関申告書に対してネットワーク審査を行う必要がなくなった後、なお外貨管理局の照合手続が必要な部分の輸入通関申告書に対して、外貨管理局はネットワーク審査を行う必要はあるか？**

A: 2010年12月1日以前の過去の業務は、関連規定に基づき整理を行わなければならない、外貨管理局はこの種の通関申告書に対してネットワーク審査、照合消し込み、ファイルクローズを行い、かつ電子ファイルをプリントアウトする必要がある。改革後、銀行が輸入単位のために外貨支払手続を行う場合、「中国電子口岸－輸入代金支払システム」を通して輸入貨物通関申告書の電子ファイルに対してネットワーク審査を行う必要はない。

**Q11: 銀行がネットワーク審査を行わなくなった後、企業が虚偽の通関申告書を使用した場合（通関申告書の重複使用を含む）、銀行は責任を負う必要はあるか？**

A: 銀行は輸入単位の外貨支払業務に対して真実性の審査に係る責任を履行し、規定に基づき取引書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。

**Q12: 企業の貨物貿易に係る延払の登記について、銀行は「輸入外貨購入・支払ネットワーク審査システム」にログインして関連するオペレーションを行う必要はあるのか？**

A: 必要である。輸入単位に係る前払および延払は、引き続き貿易金融登記管理に関する規定に基づき手続を行わなければならない。

**Q13: 保税區企業、オフショア口座を開設している企業はリスト管理に組み入れる必要があるのか？**

A: 非保税貨物を取り扱っている保税區企業はリスト管理に組み入れなければならない、オフショア口座のみ有している企業はリスト管理には組み入れない。

**Q14: 保税區企業が保税業務を取り扱う場合、リスト状態、企業の考課分類結果を検索する必要はないのか？**

A: その通りである。ただし保税區企業が非保税業務を取り扱う場合、政策の規定に基づきリスト状態および企業の考課分類結果を検索しなければならない。

**Q15: 国内区外企業が保税区内企業に対する輸入代金支払で、人民元建て決済の場合、輸入代金支払に係るオフサイトモニタリング事前警告の範囲に組み入れるのか？**



A: 組み入れる。オフサイト確認検査は、貨物貿易輸入代金支払業務に係るすべての通貨種類のクロスボーダーおよび国内の支払に対してモニタリング事前警告を実施する。

Q16: 保税区企業の外貨支払において、「確認検査に関するものか否か」は「はい」もしくは「いいえ」を注記するのか？

A: 非保税業務は「はい」と注記し、保税業務は「いいえ」と注記する。「はい、いいえ」によって、保税貨物か、または非保税貨物かの区別を行う。

Q17: 試行期間における輸入単位の分類結果は全国拡大後にも適用されるか？

A: 適用される。輸入単位分類の有効期間(半年)に係る問題に注意する必要がある。

Q18: 企業ファイル情報登記は「外貨管理局企業ファイルデータベースシステム」と「貿易外貨受取・支払確認検査システム」において同時に入力するのか？

A: 外貨管理局の業務人員は「貿易外貨受取・支払確認検査システム」において企業ファイル情報を入力しなければならない。

Q19: 国外工事の使用物資は、1年以上と1年以下を区別して申告する必要があるか？

A: 必要である。国際収支の関連管理規定に基づき、1年以下は204010(国外請負工事)と申告し、1年以上は601018(非法人投資金支出)と申告する。

Q20: クロスボーダー人民元業務は本政策を執行するのか？

A: 執行しない。

Q21: 企業集団の外貨集中受取・支払に関する規定は、継続して執行するのか？

A: 改革前に外貨管理局の承認を受けた企業集団に対しては、関連する承認回答に基づき外貨集中受取・支払を行うことができる。ただし当地の外貨管理局に対して説明を行わなければならない。

**国家外貨管理局照合改革弁公室**  
**『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ & A』**  
**第4期**

2010年12月14日

**Q1:** 企業が2010年12月1日以前に輸入リスト資格を取得している場合、3ヵ月の個別報告を実施する必要があるか？

**A:** 2010年12月1日以前に輸入リスト資格を取得している場合、輸入代金支払業務が発生してから3ヶ月以内の補導期間管理を受ける必要はない。2010年12月1日以降に輸入リストに掲載された場合、補導期間管理を受けなければならない。

**Q2:** 「リース貿易」(貿易方式:1523)、「リース1年未満」(貿易方式:1500)および「リースに係る徴税」(貿易方式:9800)の3種の貿易方式は輸入確認検査に関する支払に属するのか？

**A:** 上述の3種の貿易方式は、国際収支申告の過程において、「輸入確認検査に関する支払か否か」の欄で「はい」を選択し、輸入代金支払確認検査管理に組み入れなければならない。

**Q3:** 貨物がなく、通関・入国した飛行機燃料代金等は、「確認検査に係る支払か否か」の欄において、「はい」と「いいえ」のどちらを選択するのか？

**A:** 「はい」を選択する。

**Q4:** 貨物到着後支払方式の決済に係る外貨売渡銀行と外貨支払銀行が一致しない輸入代金支払業務は取り扱うことができるか？

**A:** 取り扱うことはできない。現行の外貨政策の法規では、信用状に係る外貨売渡銀行と外貨支払銀行との不一致を許可している。

**Q5:** 改革後、輸入代金の払戻に係る具体的なオペレーションは、改革前と同じか？

**A:** 1件の金額が10万米ドルを超える輸入代金の払戻について、輸入単位は外貨受取後、30日以内に外貨管理局に個別報告をしなければならず、貿易外貨受取・支払確認検査システムを通して当該輸入代金支払および外貨受取情報について個別報告し、併せてプリントアウトした『輸入代金支払個別確認検査報告表』および関連する有効な商業書類・資料を持参して外貨管理局で現場報告をしなければならない。資本項目に関わる場合、資本項目の関連する規定に基づき取り扱う。

**Q6:** 照合改革後、企業は電子口岸ICカードを持参する必要はないのか？

**A:** 企業が継続して電子口岸ICカードを持参する必要があるか否かは、税関および輸出照合管理における要求に基づき決定する。また、『実施細則』第16条第(2)項では、企業がC類単位に認定された後、個別にネットワーク審査を行い、関連する電子ファイルの照合消し込み、ファイルクローズおよび印刷を行わなければならないと規定している。

**Q7:** 貨物到着後支払において、企業が1件の通関申告書で複数回の外貨支払を行う際に、顧客が数回の支払を行った後に通関申告書を紛失し、税関で再度、通関申告書を発行した場合、過去の外貨支払記録はどのように確認するのか？

**A:** 企業は、再発行した通関申告書に「再発行」の文言を明記の上、過去に外貨支払を行った銀行に提出し、再度、外貨支払情報を注記しなければならず、各銀行は関連する外貨支払確認検査証憑を審査し、注記する際に「補注」の文言を明記しなければならない。過去の外貨支払記録を完全に注記した状況下において、企業は「過去の外貨支払記録はすでに完全に登記した」との文言を明記し、単位法人もしくはその授権者が署名し、かつ単位公印を押捺した誓約書を発行し、一括して銀行に提出して後続する外貨支払手続を行わなければならない。

**Q8:** 多くの大集団企業の財務会社は、傘下子会社のために外貨支払手続を行っているが、取り扱うことはできるのか？外貨管理局の承認は必要なのか？

**A:** 集団財務会社は銀行に外貨口座を開設してメイン口座とし、各子会社は外貨口座(もしくは仮想口座)を開設してサブ口座とする。通関申告書の経営単位が集団の子会社で、輸入代金支払手続を行う際に、財務会社が資金をメイン口座から対応する子会社のサブ口座に振り替え、子会社名義で外貨購入・外貨支払手続を行い、子会社名義で国際収支申告手続を行い、かつ輸入代金支払確認検査証憑上に財務会社の印章を押捺する。この種の状況の「外貨の集中受取・支払」は、外貨管理局の承認を必要としない。

**Q9:** 保税区内企業が国外から貨物を購入し、再度、貨物を国内区外企業に転売し、かつ国内区外企業が直接国内区外で通関輸入を行う場合、以前はこの種の業務を取り扱うとき、国内区外企業は区内企業に外貨管理局の照合消し込みを受けた電子ファイルを提供していたが、改革後は照合が取り消されるため、企業はどのように取り扱わなければならないのか？

**A:** 『保税監督管理区域外貨管理弁法オペレーション規程』では、上述の業務について以下のように規定している:

国内区外企業が区内企業宛に代金を支払い、区内企業が再度、国外宛に支払う場合、『登記証』、契約もしくは協議、インボイス、相応する入金通知書もしくは元転計算書、国内区外企業の輸入貨物通関申告書原本に基づき手続を行わなければならない。銀行は当該輸入貨物通関申告書原本上に外貨支払企業名称、外貨支払期日、金額を注記しなければならない。国内区外企業が区内企業宛に外貨支払を行う際に、輸入貨物通関申告書原本がすでに外貨支払銀行に留保済である場合、「輸入貨物通関申告書原本留保済」と明記し、外貨支払金額、期日、および外貨受取企業が注記された通関申告書のコピーもしくは電子ファイルの照合消し込み、ファイルクローズに係る証明書も提出しなければならない。

改革後、企業は上述の規定における通関申告書のコピーを現行の電子ファイルで代用することができる。

**Q10: 海外での代理支払は企業の確認検査にどのような影響を与えるのか？**

**A:** 国際貨物取引において、国内の信用状開設銀行は、輸入単位のユーザンス信用状開設申請に基づき、代理支払銀行が国外銀行で、輸入単位が、海外での代理支払資金の期日到来時に代金を償還する際に、外貨支払申告期日の遅延という現象が発生する。貨物到着と外貨支払データが同一の確認検査期間内にないため、総量確認検査の結果に影響する可能性がある。輸入単位は、貨物を輸入後、関連する資料を持参し、自主的に外貨管理局に対して輸入貨物到着に係る偏差状況について説明を行うことができ、外貨管理局は企業の自主的な報告状況に基づき照合を行い、その要因を除去した後、再度企業の総量検査率を計算することができる。

**Q11: 前年四半期の総量確認検査が終了した後に、発生した対応する前年度における貨物到着に係る外貨支払行為が、総量確認検査に加えられず、企業が立入検査の対象に組み入れられてしまった場合、当該貨物到着後支払は自主的な報告が必要か？どのような報告資料を準備する必要があるのか？**

**A:** 輸入単位が延払・ユーザンス支払方式によって外貨支払を行う場合、貨物を輸入した後、状況説明書を持参し、輸入契約もしくは「貿易金融登記システム」で印刷した契約登記表等の関連証明資料を提出し、当地の外貨管理局にこの種の外貨支払と輸入貨物到着に係る偏差状況について自主的に報告することができる。外貨管理局はこれに基づき照合を行い、その要因を除去した後、再度、企業の総量検査率を計算する。

**Q12: 輸入単位に大量の延払もしくは前払が存在し、同一四半期の貨物到着金額と外貨支払金額が一致しない場合、外貨管理局に対して自主的な報告を行わなければならないか？**

**A:** 輸入単位は自主的な報告を行うことができ、また外貨管理局によって立入検査企業に組み入れられた時に説明を行うこともできる。

**Q13:** 1件の契約に複数回の支払、複数回の貨物到着に係る業務があり、輸入と外貨支払期日がともに四半期を跨る可能性がある場合、契約の執行完了後に、再度、個別報告を行わなければならないか？もし行わなければならない場合、総量確認検査の結果に影響するのか？

**A:** 上述の状況のうち、『実施細則』第17条に合致する場合、規定に基づき、個別報告を行わなければならない。その他の状況において輸入単位が四半期を跨る業務がその総量確認検査の結果に影響を及ぼすと考える場合、遅滞なく外貨管理局に自主的に報告を行うことができる。

**Q14:** 『輸入代金支払登記表』はまだ紙ベースのものはあるのか？

**A:** 『実施細則』第16条では、輸入単位が外貨管理局で輸入代金支払の業務手続を行った後、外貨管理局が「貨物貿易輸入代金支払業務印」を押捺した『輸入代金支払登記表』を発行する、と規定している。

**Q15:** 個別照合を取り消した後、企業の紙ベースの輸入通関申告書および書類はどのように管理するのか？

**A:** 『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』および『実施細則』では、関連する商業書類、有効証憑、証明資料の原本もしくはコピーおよび申請書、『登記表』原本、『報告表』原本、『考課分類通知書』原本および『立入検査通知書』原本は、みな重要業務ファイルとして、検査に具えて5年間保管しなければならない、と規定している。

**Q16:** 『国家外貨管理局綜合司の輸入代金支払の照合に係る過去業務の整理に関する問題についての通達』では、「連絡の取れない輸入単位」に対して検査準備の処理を行うことができる、と規定している。では、「連絡の取れない輸入単位」に係る検査準備業務はどのような資料に基づき手続を行い、どのようなファイルを検査準備のために保管するのか？

**A:** 外貨管理局が公告、書簡等の方式により、連絡の取れない輸入単位に対して連絡を行った場合、書簡の返送等の資料を検査準備の根拠としてファイルに保管しなければならない。

**Q17:** 『実施細則』第36条では、外貨管理局は「B類輸入単位」に対して以下の管理を実施することができる、と規定している。では、「実施することができる」というのはどのように理解したらよいのか？5万米ドル相当を超える前払貨物に係る保証状審査については各外貨管理局が規定するのか？

**A:** 「実施することができる」というのは、外貨管理局が企業に対して分類管理を実施する権利があるということである。各外貨管理局は厳格に『実施細則』第36条に基づき、B類輸入単位に対して管理措置を採用しなければならない。「5万米ドル相当を超える前払貨物に係る保証状審査」という措置は各外貨管理局が規定するものではない。



国家外貨管理局照合改革弁公室  
『輸入代金支払照合制度改革の推進に係るQ & A』

第5期

2011年1月7日

**Q1:** ユーザンス信用状に係る輸入貨物について、企業は通関申告書を受領した後、先に個別報告を行うことができるのか？

**A:** どのような決済方式においても、外貨支払もしくは貨物到着の一方のデータしかない場合、システム内で個別報告を実施することはできない。そのため、ユーザンス信用状に係る輸入貨物について、まだ外貨支払を行っていない状況下では、通関申告書を受領してからシステム内で先に個別報告を行うことはできない。企業は、その対応する通関もしくは外貨支払後から30日以内に外貨管理局で個別報告を行わなければならない。

**Q2:** 12月1日以降、中継貿易について輸入照合手続を行わないが、輸出外貨受取報告システムでは、対応する外貨支払証憑が存在しないため、外貨受取データを抹消することができず、外貨受取済・未照合のデータの過多を引き起こすが、どのように処理したらよいのか？

**A:** 「貿易外貨受取・支払確認検査システム」のオフサイト総量検査起動後、外貨受取総量検査に関連する中継貿易の受取代金に係るデータが出力可能となる。外貨管理局の業務人員は当該部分のデータを参照し、定期的に輸出外貨受取報告システムにおける中継貿易の受取代金に係るデータを定期的に整理し、外貨受取済・未照合のデータの過多を回避する。

**Q3:** 「輸入代金支払登記表」は複数回、使用することができるのか？登記表を複数回に分けて使用する場合、システムはリアルタイムの控除が実施できるのか？もし実施できない場合、企業に登記表の金額を超える外貨支払が存在する場合、銀行は遅滞なく発見することができないが、どのように処理するのか？

**A:** 「輸入代金支払登記表」は複数回、使用することができる。登記表を複数回に分けて使用する場合、システムはリアルタイムの控除を実施することはできない。登記表の「金融機関標識コード」がすでに登記済であるため、登記された銀行は企業の複数回にわたる外貨支払状況について相応する記録を行い、金額を超過する外貨支払が発生する現象を回避しなければならない。

**Q4:** 区内企業が非保税業務を取り扱い、外貨支払の90日以内に、銀行に対して通関申告書を提供した際に銀行が外貨支払単位と通関申告書の経営単位との不一致を発見した場合、どのように処理するのか？



**A:** 上述の状況において、銀行が外貨支払単位と通関申告書の経営単位との不一致を発見した場合、以下の3種の状況に分けて処理しなければならない。

- ① 『暫定弁法』が不一致を許可している場合、銀行は発見時に遅滞なく、企業に対して、外貨管理局に赴き、名義変更手続を行うように告知しなければならない。
- ② 『暫定弁法』が不一致を許可していない場合、銀行は発見時に遅滞なく、関連状況を書面形式で当地の外貨管理局に報告しなければならない。外貨管理局は当該企業の該当する規定違反業務を記録し、監督管理の依拠とし、かつ規定に基づき検査部門への引き渡しを行う。銀行が発見後に報告していない場合、外貨管理局は真実性の審査に関連する規定に基づき、銀行に対して処理を行う。
- ③ その他の特殊な状況の場合、企業は外貨管理局に説明資料を提出しなければならない。外貨管理局は調査後、処理する。

**Q5:** 新政策では、企業がリスト変更を行う場合に変更日から30日以内に外貨管理局に関連する手続を行わなければならない、通関申告書の情報変更を行う場合に貨物輸入から30日以内に手続を行わなければならない等、企業の一部業務手続に対して期限を設定している。企業が上述の期限を超過して関連業務手続を行った場合、外貨管理局はどのように処理するのか？

**A:** 企業が期限を超過して業務手続を行った場合、企業の利便性を図る観点から、外貨管理局は直接、企業のために取り扱うことができる。ただし企業は書面資料を提出して原因を説明しなければならない。外貨管理局が企業の原因の説明を認めない場合、企業の規定違反とし、企業分類管理の依拠とすることができる。

**Q6:** 中継貿易、国外請負工事の使用物資および輸入代金の払戻に係る外貨受取証憑は、どのように注記すべきか？

**A:** 銀行が中継貿易、国外請負工事の使用物資および輸入代金の払戻等の貿易に係る外貨代金の元転もしくは入金手続を行う場合、『輸出受取外貨照合専用情報申告表』(国外／内回収通知書)上に「中継貿易に係る外貨受取」、「国外請負工事の使用物資に係る外貨受取」、「輸入代金の払戻」等の文言を注記し、併せて業務印を押捺しなければならない。

**Q7:** (略)

**A:** (略)

Q8: (略)

A: (略)

Q9: (略)

A: (略)

Q10: 企業が個別報告を実施する場合、申告番号もしくは輸入通関申告書番号を入力した後に、システムに対応する情報が存在しない場合、どのように処理するのか？

A: 企業は状況説明書および関連する書類を当地の外貨管理局に提出し、外貨管理局は企業のためにその場で個別確認検査を取り扱うことができる。外貨管理局ポートにおいても対応する申告番号もしくは輸入通関申告書情報が検索できない場合、外貨管理局は対応するデータが入力不可能であることを確認し、先にデータ審査を行った後、修正もしくは補充入力操作を行わなければならない。

Q11: (略)

A: (略)

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

---

**国家外汇管理局核销改革办公室**  
**进口付汇核销制度改革推广问题解答**  
**第一期**

2010 年 11 月 29 日

进口付汇核销制度改革于 2010 年 12 月 1 日全国推广。为保证各外汇局、银行和企业准确理解把握改革政策和相关业务操作，总局结合前期试点情况和银行、企业反映存在疑问的内容，并对培训期间反馈的各类问题进行整理，预设了相关问题，形成《进口付汇核销制度改革推广问题解答》，将分期公布。

**问题 1: 最迟装运日期如何确定？**

**答：**按照实施细则第十条规定：进口单位应按其货物实际装运日期填写进口付汇核查凭证中的“最迟装运日期”。如合同约定装运期限与实际装运日期不一致，船期或装运日期修改，应按实际装运期限填写。合同未书面约定装运日期，银行可要求进口单位书面补充说明。

预付货款业务，其最迟装运日期填写合同约定装运日期；一笔进口付汇对应多份合同的，其最迟装运日期填写最迟一笔货物装运日期；境外工程使用物资、转口贸易支付，其最迟装运日期填写实际或预计收汇日期，如为分阶段收款，填写最迟一笔收汇日期。

**问题 2: 退汇业务逐笔报告时间？**

**答：**进口项下退汇业务应在进口退汇收入入账后 30 日（自然日）向外汇局逐笔报告。

**问题 3: 《货物贸易进口付汇业务办理确认书》是否长期有效？**

**答：**确认书原则上与“进口单位付汇名录”有效期一致。当外汇局根据情况需要修改确认书或者进口单位被取消名录资格后若重新申请名录资格时，进口单位需与外汇局再次签署确认书。

**问题 4: 《进口付汇登记表》的有效期是多久？**

**答：**《进口付汇登记表》的有效期为自登记表登记日期开始一个月内。

**问题 5: 只有出口业务，暂时没有进口业务的，可否暂不进行名录登记？2011 年 6 月 1 日前可否暂不签署确认书？**

**答：**已在“进口单位付汇名录”的企业需按要求在 2011 年 6 月 1 日前签署确认书，未在“进口单位付汇名录”的出口企业可暂不进行名录登记和签署确认书。

- 问题 6: 2010 年 1 月 1 日前进口付汇业务核销, 是指海关签发时间还是关单上进口时间?
- 答: 2010 年 1 月 1 日进口付汇业务核销是指付汇日期在 2010 年 1 月 1 日以前的进口付汇业务。这类业务进口单位需按要求尽快办理核销手续。
- 问题 7: 货到付款项下, 报关单号码是否还需要在申报单上标注? 当一笔关单企业部分付汇时, 银行是否还需在报关单上标注已付汇信息并加盖报审章?
- 答: 货到汇款项下付汇时, 需在申报单上填写报关单号。当一笔报关单部分付汇时, 银行需在报关单上标注本次付汇金额、币种和日期, 加盖业务公章。
- 问题 8: 纸质报关单金额可能会与电子报关单的“单价\*数量”的金额不等, 取消联网核查后如何处理?
- 答: 取消联网核查后, 对于报关单成交总价与报关单的“单价\*数量”的金额不等情况下, 进口单位对外付汇不得超过报关单成交总价。
- 问题 9: 《进口付汇登记表》是否随纸质付汇核查凭证一并报所在地外汇局?
- 答: 《进口付汇登记表》一式三份, 一份外汇局留存, 一份付汇银行使用, 一份进口单位留存。使用后无需随核查凭证报所在地外汇局。
- 问题 10: 企业付汇时的币种与登记表不一致如何办理?
- 答: 按登记表签发日外汇局折算率套算。
- 问题 11: 货到汇款项下以前已付但仍有余额的业务是否也不需要联网核查了?
- 答: 不需要。
- 问题 12: 保税区企业是否需要按原来规定补报相关单证? 补办的报关单是否需联网核查? 保税区代理业务是否参照暂行办法中关于代理业务的规定执行? 银行出具电子底账证明的, 是否还出具?
- 答: 保税区监管区域内企业付汇时无法提供相关凭证和商业单据的, 应按《保税监管区域外汇管理办法》及《操作规程》有关规定办理, 即在付汇后 90 天内按规定向付汇银行补报相关单证; 由付汇银行按规定办理核注、结案及签注手续。
- 保税监管区代理等相关业务应按《保税监管区域外汇管理办法》及《操作规程》有关规定办理。

问题 13: 出口加工区企业是否在此次改革范围内？此次改革对保税区企业有无影响？保税区企业也需要签署确认书吗？

答: 出口加工区等保税监管区域企业非保税业务适应《暂行办法》及《细则》，其他业务仍执行《保税监管区域外汇管理办法》及《操作规程》。区内企业如果办理保税业务的同时经营非保税业务，需要签署确认书。

问题 14: 保税区企业在填写付汇凭证时，“是否在进口核查项下”如何填写？

答: 保税监管区域企业在办理非保税业务时，“是否在进口核查项下”填写“是”，办理保税业务时，“是否在进口核查项下”填写“否”。

问题 15: 区内企业是否纳入名录、分类管理？

答: 保税监管区域企业发生非保税业务的，应及时办理名录登记手续，并签署确认书，适用相关分类管理规定。

问题 16: 代理业务，委托方可凭代理协议划款给代理方，划出行是否仅凭代理协议划款？收款方银行是否仅凭代理方说明办理代理付汇款项入账？

答: 代理业务项下委托方与代理方划款，银行不但要审核代理协议，还应按照外汇账户和资本项目外汇管理相关规定办理。

问题 17: 当付汇金额与到货金额存在不一致时，会对企业的考核分类产生什么影响？

答: 当企业的付汇金额与到货金额存在不一致时，企业的相关监测预警指标会存在偏离。如果偏离值在合理的范围，则该付汇金额与到货金额不一致的情况一般不会对企业的分类考核产生影响；当偏离值超出合理的范围时，外汇局将对企业的付汇和到货情况进行现场核查，根据现场核查的结果再进行分类。因此，系统监测预警指标产生的筛选只是企业考核分类的依据之一，最终的分类结果还需要外汇局进行人工确认。

问题 18: 银行原来的“已报审”章是否已作废？以后单证上加盖什么章？

答: 原“XX 银行货到付款已报审章”可以作废，以后单证上加盖银行柜台业务公章。

问题 19: 如何理解《细则》第十二条“银行为进口单位办理付汇手续时，无需通过‘中国电子口岸—进口付汇系统’对进口货物报关单电子底账进行联网核查。”

答： 进口核销制度改革后，银行不用通过“中国电子口岸—进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行核注、结案。当银行认为需要通过“中国电子口岸—进口付汇系统”查看报关单信息时，银行可以要求企业提交 IC 卡，登陆口岸系统进行查看。

问题 20： 虽然二、三类企业名单每半年发布一次，但外汇局可随时将企业列入二、三类名单，那么银行在办理每笔业务之前是否都需要查询企业分类等级？这些临时调整分类的企业名单是通过每日更新的附加名单变更，还是在原来半年公布一次的企业分类名单上直接变更？银行如何及时查询了解企业分类信息？

答： 银行为进口单位办理进口付汇或开证时，需查询企业分类考核结果。考核分类结果自公布之日起半年，截止日期以外汇局公布最新名单日期为准。对于随时列入的二、三类的进口单位，外汇局会将新增名单及时通知银行，同时会设有一个过渡期，说明生效日期。

问题 21： 人民币跨境贸易是否适用新的制度？

答： 核查系统对进口单位贸易项下进口支付和进口到货数据完整采集，对进口单位进口付汇情况（包括人民币支付）实施非现场核查。

问题 22： 企业办理付汇单位与经营单位不一致的付汇时，如果 12 月 1 日前已开立信用证，12 月 1 日后信用证到期付汇，付汇时是否需要办理付汇登记？

答： 不需要。

问题 23： 根据《国家外汇管理局关于企业购买境外注册货船外汇核销有关问题的批复》（汇复[2003]330 号）：企业购买在境外注册、挂国际方便旗运营、在将来不予报关入境的货船，付汇时需办理《进口付汇备案表》。改革后，此类进口付汇业务是否还需办理登记手续？

答： 需要。登记类别为：其他。

问题 24： 《细则》规定单笔合同项下付汇与实际到货或收汇差额超过合同金额 10%且金额超过等值 10 万美元的进口付汇需办理逐笔报告。此处的“实际到货”金额是指报关单的成交总价还是指报关单的“单价\*数量”？

答： 报关单的成交总价。



**问题 25:** 涉及出口核销业务的进口业务是否还需按原先做法处理，如：进口抵扣还需要核注结案？进口退汇还需要在出口核报系统上注销？

**答:** 涉及出口核销业务的进口业务仍需按原有做法办理，抵扣使用的进口货物报关单需在出口收汇核报系统核注结案，进口退汇业务需在出口收汇核报系统中做注销处理。

**问题 26:** 企业开通核查系统网上业务需要办理什么手续？

**答:** 企业用户在登录贸易收付汇核查系统（企业版）前，需要在当地外汇局办理核查系统网上业务开户手续，得到业务管理员用户（ba）的初始密码，其中已开通国际收支网上申报业务的企业在当地外汇局办理核查系统网上业务开户手续后，应继续使用应用服务平台业务管理员用户（ba）的已有密码。

**问题 27:** 试点地区企业如何获取用户密码？

**答:** 天津、江苏、山东、湖北、内蒙古、福建以及青岛等七个试点地区在试点期间已经开通网上业务的企业，可以通过试点期间安装的核查系统企业版客户端软件下载查询公告栏信息获取应用服务平台业务管理员用户（ba）的初始密码，其中已开通国际收支网上申报业务的企业应继续使用应用服务平台业务管理员用户（ba）的已有密码。

**问题 28:** 进口付汇名录企业如何获取用户密码？

**答:** 对于试点地区之外的企业，截止 2010 年 11 月 8 日已列入“进口单位付汇名录”的企业已自动开通核查系统网上业务。其中已开通国际收支网上申报业务的企业应继续使用应用服务平台业务管理员用户（ba）的已有密码，其它企业需要联系当地外汇局获取业务管理员用户（ba）的初始密码。

**问题 29:** 企业用户忘记密码怎么办？

**答:**

- (1) 若是企业业务管理员（ba）忘记密码，应联系当地外汇局为其重置密码，由当地外汇局告之企业重置后的登录密码，该密码于次日生效。
- (2) 若是企业业务操作员（由企业业务管理员创建的用户）忘记密码，应联系企业的业务管理员（ba）为其重置密码。

**问题 30:** 使用核查系统（企业版）有什么要求？

**答:** 企业使用互联网通过国家外汇管理局应用服务平台访问贸易收付汇核查系统（企业版），国家外汇

管理局应用服务平台访问地址为 <http://asone.safesvc.gov.cn/asone>。

为了正常使用该系统，企业应注意以下几个问题：

- (1) 企业应自行准备好能够访问互联网的计算机，并做好病毒防护等，确保计算机工作正常；
- (2) 访问核查系统（企业版）的计算机必须安装 Microsoft Internet Explorer 6.0 及以上版本的浏览器（目前不支持其它厂商的浏览器），建议使用 1024\*768 分辨率以获取最佳浏览效果；
- (3) 企业需要设置可信任站点；
- (4) 使用之前，企业应首先到当地外汇局办理核查系统网上业务开户手续；
- (5) 企业使用业务管理员用户（ba）登录国家外汇管理局应用服务平台建立业务操作员并配置权限；
- (6) 业务操作员登录核查系统（企业版）办理网上业务。

相关设置操作具体步骤，详见“贸易收付汇核查系统（企业版）系统访问设置手册”（应用服务平台访问首页提供下载）。

**问题 31：** 银行网点管理员用户（ba）的密码丢了，怎么找回密码？

**答：** 银行网点的管理员用户（ba）的密码丢失，可以让当地外汇局帮忙重置密码，将密码重置为初始密码。

外汇局业务人员可以使用业务管理员登录应用服务平台（外汇局版）将银行网点管理员用户（ba）的密码重置为初始密码。各级外汇局可以为本外汇局辖内的银行网点重置 ba 用户密码。

关于各外汇局业务管理员用户名称、初始密码以及为银行网点重置密码的方法具体见《贸易收付汇核查系统（外汇局版）用户使用手册-系统访问设置》的第七章“为银行网点重置管理员用户（ba）密码”中的说明。

《贸易收付汇核查系统（外汇局版）用户使用手册-系统访问设置》可以通过国家外汇局内部信息门户网下载，下载位置为“经常项目司→进出口核销改革→资料下载→贸易收付汇核查系统-外汇局版-用户手册（全国推广版）”中的“贸易收付汇核查系统（外汇局版）用户使用手册-系统访问设置.pdf”，也可以通过在 IE 浏览器中输入如下访问地址直接打开或者保存该手册：  
<http://100.1.3.84/Portals/0/myhc/safe2/贸易收付汇核查系统（外汇局版）用户使用手册-系统访问设置.pdf>

问题 32: 银行网点无法正常访问和使用贸易收付汇核查系统（银行版），原因何在？

答: 银行网点无法正常访问贸易收付汇核查系统(银行版),主要有网络设置不正确、域名设置不正确和没有为浏览器设置可信站点等方面的原因；无法正常使用贸易收付汇核查系统(银行版)，主要有浏览器设置不正确和打印设置不正确等方面的原因。

具体设置方法见《贸易收付汇核查系统（银行版）用户使用手册-系统访问设置》，在全国推广培训时下发的光盘中有该手册，最新的手册可在国家外汇局内部信息门户网下载，下载位置为“经常项目司→进出口核销改革→资料下载→贸易收付汇核查系统-银行版-用户手册（全国推广版）”中的“贸易收付汇核查系统（银行版）用户使用手册-系统访问设置.pdf”，各级分支局应及时将该手册下发给辖内银行。

**国家外汇管理局核销改革办公室**  
**进口付汇核销制度改革推广问题解答**  
**第二期**

2010 年 12 月 6 日

问题 1: 转口贸易收支差额超过合同总价 10%且超过等值 10 万美元, 是否需要每笔逐笔报告?

答: 需要。

问题 2: 核销改革全国推广后, 进口单位支付预付货款和延期付款如何办理?

答: 根据《国家外汇管理局关于实施进口付汇核销制度改革有关问题的通知》(汇发[2010]57 号)第四十六条规定“进口单位支付预付货款和延期付款按照本细则和贸易信贷登记管理有关规定办理。”

问题 3: “货物贸易进口付汇业务章”的使用范围有哪些?

答: 根据《国家外汇管理局综合司关于刻制和使用货物贸易进口付汇业务章有关问题的通知》(汇综发[2010]149 号)规定“货物贸易进口付汇业务章”的使用范围为:“仅在各分局、外汇管理部为企业办理货物贸易进口付汇业务时使用”, 具体包括: 进口付汇登记表、进口付汇逐笔核查报告表、现场核查通知书、考核分类通知书以及 12 月 1 日以前的历史核销业务。

问题 4: 法规中的“银行业务公章”具体指什么? 现有“银行外汇结算章”是否可以替代?

答: 法规中的“银行业务公章”即为原各类业务办理时对应的业务章, 与“银行外汇结算章”不同, 应根据各银行的实际情况确定在哪类业务使用哪种业务公章。

问题 5: 最迟装运日期早于付汇日期, 可以填写吗?

答: 可以。

问题 6: 全国推广初期, 进口单位暂无考核分类结果, 银行在为进口单位办理业务时应如何把握?

答: 对于暂无考核分类结果的企业, 银行可以按照 A 类进口单位管理要求为其办理相应业务。

问题 7: 代理业务, 委托方可凭代理协议划款给代理方, 划出行是否仅凭代理协议划款? 收款方银行是否仅凭代理方说明办理代理付汇款项入账?

答：代理业务项下委托方与代理方划款，银行不但要审核代理协议，还应按照外汇账户和资本项目外汇管理相关规定办理。

问题 8：辅导期企业进口付汇参照 A、B、C 哪类企业进口付汇？

答：辅导期企业的进口付汇业务应在进口货物报关单进口日期或收付汇日期后 30 日内向外汇局逐笔报告，管理措施参照 A 类企业进行。

问题 9：银行在办理转口贸易、境外承包工程及进口退汇等贸易项下外汇收入结汇或入账手续时，需在《出口收汇核销专用信息申报表》上签注“转口贸易收汇”等字样。问：转口贸易收入无需核销，银行为何要出具《出口收汇核销专用信息申报表》？

答：银行需在《涉外收入申报表》上签注“转口贸易收汇”等字样，无需为企业出具《出口收汇核销专用信息申报表》。

问题 10：目前还未付汇的经营单位与进口单位不一致的报关单付汇证明联如何处理？还可以自己去付汇吗？

答：不属于《实施细则》第十五条规定的情况的，应由报关单经营单位付汇。在政策实施之前如有合同约定或其他特殊情况，可向当地外汇局说明，由当地外汇局据实灵活办理。

问题 11：关于外汇局对进口单位进口付汇数据和进口货物数据进行总量比对，请问提取数据资料的日期是从 2010 年 1 月至 11 月，还是 2010 年 12 月 1 日以后的数据？

答：核查系统进行总量核查的数据为：2010 年 1 月 1 日之后的进口到货、进口项下收汇和付汇数据进行总量匹配。

问题 12：属地管理原则是指按注册地管理，还是按付汇地管理？

答：按企业工商营业执照注册地划分所属外汇局。

问题 13：委托方可否将外汇划转给代理方对外支付，代理方不购汇？

答：可以。

问题 14：当合同进口单位与进口货物报关单一致的情况下，属于代理进口的，提供代理协议后银行即可办理付汇业务？

答： 当付汇单位与合同进口单位、报关单上经营单位一致时，只需审核代理协议。

问题 15： 对于委托方与报关单上经营单位不一致的代理业务，银行是否凭外汇局核发的登记表付汇？

答： 不需要。审核免税证明、许可证等相关单证。

问题 16： 预付货款退汇，以前无需审核凭证，直接入结算账户，12 月 1 日后是否要按细则审核合同、退汇协议？

答： 是。

问题 17： 事前登记业务是在企业注册地外汇局，还是在企业付汇地外汇局办理。

答： 在企业注册地外汇局办理。

问题 18： 银行在为企业办理预付货款退汇时，是否还需要审核资本项目核准件？对于这类退汇，外汇局是否还需要出具资本项目核准件？

答： 已登记的预付货款退汇按照贸易信贷相关规定办理。其他情况的退汇按照《实施细则》第十三条规定办理。

问题 19： 进口单位名称已发生变更，而外汇局名录信息未变更，银行能否为其办理付汇业务。

答： 不可以。企业到外汇局办理名录变更后方能办理付汇。

问题 20： 差额超过 10 万美元且超过合同金额 10%的进口付汇业务，企业需进行逐笔报告，那么银行可否超过报关单金额为企业办理货到付款项下的进口付汇业务。

答： 不可以。

问题 21： 办理跨境贸易人民币结算业务的企业，是否也纳入名录管理？

答： 既有人民币结算业务，又有外汇结算业务的企业需要纳入名录管理。仅有人民币结算业务的企业不需要。

问题 22： 合同没有约定最迟装运日期，银行如何审核？企业填报日期与商业凭证不一致如何处理？

答： 企业需补充说明。银行需审核企业填报最迟装运期与相关商业凭证的一致性。



**国家外汇管理局核销改革办公室**  
**进口付汇核销制度改革推广问题解答**  
**第三期**

2010 年 12 月 10 日

**问题 1:** 核销改革全国推广后，企业历史业务如何处理？

**答:**

- ① 对于付汇日期在 2010 年 1 月 1 日以前的业务，企业应按规定尽快办理核销手续；
- ② 对于非试点地区付汇日期在 2010 年 1 月 1 日至 2010 年 11 月 30 日期间的业务，以及试点地区付汇日期在 2010 年 1 月 1 日至 2010 年 4 月 30 日期间的业务，应比照《关于进口付汇核销历史业务清理有关问题的通知》（汇综发[2010]130 号）办理；
- ③ 对于非试点地区付汇日期在 2010 年 12 月 1 日以后的业务，以及试点地区付汇日期在 2010 年 5 月 1 日以后的业务，已按照相关改革政策进行总量核查，企业无需办理核销。

**问题 2:** 报关单经营单位与付汇单位不一致时，应如何掌握？

**答:** 根据《实施细则》第十五条规定“下列情况之一的进口货物报关单经营单位与付汇单位不一致的业务，报关单经营单位需在货物进口后 30 日内，持申请书、代理协议、免税证明或许可证等证明材料以及进口货物报关单到所在地外汇局办理货物信息变更手续：

- （一） 进口单位代理外商投资企业和捐赠项下进口；
- （二） 许可证、进口配额、特定商品登记项下进口；
- （三） 外汇局认定的其他情况。”

其中，上述第一款外商投资企业是指能够提供免税证明的外商投资企业。

**问题 3:** 企业每笔对外支付均采用延期付汇、远期付款或海外代付结算，是否每笔均需要向外汇局进行主动报告？

**答:** 法规未对企业主动报告进行规定，企业可自愿向外汇局主动报告。同时，对于延期付汇、远期付汇业务，企业应参照进口付汇核查单证中的最迟装运日期，以合同为单位向外汇局进行报告。

**问题 4:** A 类企业是否不需要进行逐笔报告？

**答:** 应视业务情况而定。A 类企业单笔合同项下付汇与实际到货或收汇差额超过合同金额 10%且金额超过等值 10 万美元的进口付汇，以及单笔金额超过等值 10 万美元的进口退汇业务应按规定到所在地外汇局办理事后逐笔报告。

问题 5: 银行是在为 B 类进口单位办理单笔金额超过等值 5 万美元的预付货款时, 要求企业提供的经银行核对密押的外方银行出具的预付货款保函, 还是 B 类进口单位在向外汇局逐笔报告时提供?

答: 银行在为 B 类进口单位办理付汇时就需审核银行核对密押的外方银行出具的预付货款保函。

问题 6: 最迟装运日期可否理解为货物预计到货日期?

答: 最迟装运日期+30 天可为预计到货日期。

问题 7: 新政策从 12 月 1 日开始实施, 是指进口日期, 还是付汇日期?

答: 付汇日期。

问题 8: 如付汇数据与报关数据不匹配如何处理?

答: 如企业因特殊业务原因导致付汇数据与报关数据不匹配, 可采用主动报告的方式, 及时向外汇局说明情况。如外汇局通过非现场核查发现不匹配, 将对企业实施现场核查, 企业需对核查期内的进口付汇业务进行说明。

问题 9: 报关单无需联网核查, 进口付汇单证上还需填写核注金额吗?

答: 进口付汇单证上不需填写核注金额, 但需填写本次付汇使用金额。

问题 10: 银行不需要对进口报关单进行联网核查后, 仍需到外汇局办理核销的那部分进口报关单, 外汇局是否还需要联网核查?

答: 对于 2010 年 12 月 1 日前的历史业务, 应按相关规定进行清理, 外汇局需对此类报关单进行联网核查、核注、结案并打印电子底账。改革后, 银行为进口单位办理付汇手续时, 无需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查。

问题 11: 银行不再联网核查后, 企业使用虚假关单 (含重复使用关单), 银行是否负有责任?

答: 银行应对进口单位的付汇业务履行真实性审核责任, 按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。

问题 12: 关于企业货物贸易项下延期付款的登记, 银行还需登录“进口购付汇联网核查系统”进行相关操作吗?

答: 需要。进口单位支付预付货款和延期付款仍需按贸易信贷登记管理有关规定办理。

问题 13: 保税区企业、开立离岸账户的企业是否需纳入名录管理?

答: 经营非保税货物的保税区企业需要纳入名录管理, 仅有离岸账户的企业不纳入名录管理。

问题 14: 保税区企业办理保税业务, 是否不用查询名录状态、企业考核分类结果?

答: 是的, 但保税区企业经营非保税业务, 需要按政策规定查询名录状态及企业考核分类结果。

问题 15: 境内区外企业向保税区内企业进口付汇, 如以人民币结算, 是否纳入进口付汇非现场监测预警范围?

答: 纳入。非现场核查对货物贸易进口付汇业务项下所有币种的跨境和境内支付进行监测预警。

问题 16: 保税区企业付汇在“是否核查项下”标注“是”或“否”?

答: 非保税业务标注“是”, 保税业务标注“否”, 以“是、否”为保税货物或非保税货物进行区分。

问题 17: 试点期间的进口单位分类结果在全国推广后是否适用?

答: 适用。需注意进口单位分类有效期(半年)问题。

问题 18: 企业档案信息登记需要在“外汇局企业档案数据库系统”和“贸易收付汇核查系统”中同时录入吗?

答: 外汇局业务人员需在“贸易收付汇核查系统”录入企业档案信息。

问题 19: 境外工程使用物质, 需区分一年以上和一年以下申报吗?

答: 需要。根据国际收支相关管理规定, 一年以下申报 204010(境外承包工程), 一年以上申报 601018(非法人投资款支出)。

问题 20: 跨境人民币业务是否执行此政策?

答: 不执行。

问题 21: 企业集团集中收付汇的规定, 是否继续执行?

答: 对于改革前经外汇局批准的企业集团, 可以按有关批复办理集中付汇, 但需向当地外汇局说明。

**国家外汇管理局核销改革办公室**  
**进口付汇核销制度改革推广问题解答**  
**第四期**

2010 年 12 月 14 日

问题 1: 企业在 2010 年 12 月 1 日前取得进口名录资格的, 是否需要进行三个月的逐笔报告?

答: 2010 年 12 月 1 日前取得进口名录资格的, 不需接受自发生进口付汇业务之日起三个月内的辅导期管理; 2010 年 12 月 1 日后列入进口名录的, 需要进入辅导期管理。

问题 2: “租赁贸易”(贸易方式为 1523)、“租赁不满一年”(贸易方式为 1500)和“租赁征税”(贸易方式为 9800)三种贸易方式是否属于进口核查项下付款?

答: 上述三种贸易方式在国际收支申报过程中, “是否属于进口核查项下付款”项下, 应选择“是”, 纳入进口付汇核查管理。

问题 3: 没有货物报关入境的飞机油料款等, “是否核查”项下, 勾选“是”还是“否”?

答: 勾选“是”。

问题 4: 以货到汇款方式结算的售汇银行与付汇银行不一致的进口付汇业务可否办理?

答: 不能办理。现行外汇政策法规允许信用证项下售汇银行和付汇银行可以不一致。

问题 5: 改革后, 进口退汇具体操作与改革前一样吗?

答: 单笔金额超过 10 万美元的进口退汇, 进口单位应在收汇日期后 30 日内向外汇局逐笔报告, 通过贸易收付汇核查系统逐笔报告其进口付汇与收汇信息, 并持打印的《进口付汇逐笔核查报告表》和相关有效商业单证材料到外汇局现场报告。涉及资本项下的, 按照资本项目有关规定办理。

问题 6: 核销改革后, 企业是否无需再持有电子口岸 IC 卡?

答: 企业是否继续持有电子口岸 IC 卡应视海关和出口核销管理要求而定。另外, 按照《实施细则》第十六条(二)规定, 企业被列为 C 类企业后还需进行逐笔联网核查, 核注、结案及打印相关电子底账。

**问题 7:** 货到汇款项下，企业凭一份报关单办理分次付汇，如客户付几次款后报关单遗失，到海关重新补办报关单，历史付汇记录如何确认？

**答:** 企业应将补办的报关单注明“补办”字样，交由历史付汇银行，重新签注付汇信息，各银行应审核相关付汇核查凭证，并在签注时注明“补签”字样。在完整签注历史付汇记录的情况下，企业应注明“历史付汇记录已完整登记”的字样，出具由单位法人或其授权人签字并加盖单位公章的承诺函，一并交由银行进行后续付汇。

**问题 8:** 很多大集团企业的财务公司，为下属子公司付汇，可否办理？是否需要外汇局批准？

**答:** 由集团财务公司在银行开立外汇账户，作为主账户，各子公司开立外汇账户（或虚拟账户），作为子账户。当报关单经营单位为集团子公司，办理进口付汇时，财务公司将资金由主账户划转至对应子公司的子账户，以子公司的名义办理购付汇，以子公司的名义办理国际收支申报，并在进口付汇核查凭证上加盖财务公司印章。该类情况的“集中付汇”无需外汇局批准。

**问题 9:** 保税区内企业向境外购买货物，再将货物转卖给境内区外企业，并由境内区外企业直接在境内区外报关进口的，原先办理此类业务时，境内区外企业需向区内企业提供经外汇局核注的电子底帐，改革后取消核销，企业应如何处理？

**答:** 根据《保税监管区域外汇管理办法操作规程》，上述业务在境内区外企业向区内企业支付，区内企业再向境外支付时，应凭《登记证》、合同或者协议、发票、相应的收账通知或结汇水单、境内区外企业正本进口货物报关单办理。银行须在该正本进口货物报关单上签注付汇企业名称、付汇日期、金额。如境内区外企业向区内企业付汇时，正本进口货物报关单已留存付汇银行，还应出具注明“正本进口货物报关单已留存”和签注付汇金额、日期及收款企业的报关单复印件或者电子底账核注、结案证明。改革后，企业可以上述规定中的报关单复印件替代原有电子底帐。

**问题 10:** 海外代付对于企业核查产生什么影响？

**答:** 在国际货物交易中，境内开证行根据进口单位的申请开立远期信用证，如果代付行是一家境外银行，进口单位在海外代付款项到期归还代付款项时，存在付汇申报时间滞后的现象。由于到货和付汇数据不在同一核查期内，将影响总量核查结果。进口单位可在进口货物后，持相关材料，主动向外汇局说明付汇与进口到货偏离情况，外汇局可根据企业主动报告的情况进行核实，剔除这一因素后，重新计算企业总量核查率。

问题 11: 在上一年四季度总量核查结束后, 发生的对应上一年到货的付汇行为, 无法参加总量核查, 造成企业被纳入现场核查的, 该笔货到付款是否需要主动报告? 需准备哪些报告材料?

答: 进口单位采用延远期付汇方式对外付款的, 可以在进口货物之后, 持书面情况说明, 提交进口合同或在“贸易信贷登记系统”打印出的合同登记表等相关证明材料, 主动向当地外汇局报告此类付汇与进口到货偏离情况。外汇局据此进行核实, 剔除这一因素后, 重新计算企业总量核查率。

问题 12: 如果进口单位有大量延期付汇或预付货款, 同一季度到货金额和付汇金额无法匹配, 是否都要去外管局主动报告?

答: 进口单位可以主动报告, 也可以在被外汇局列为现场核查企业时予以说明。

问题 13: 对于一笔合同项下分次支付、分批到货的业务, 进口和付汇时间均有可能跨季度, 是否应在合同执行完毕后再办理逐笔报告, 如果是, 是否会影响总量核查结果?

答: 上述情况中符合《实施细则》第十七条的, 应按规定进行逐笔报告。其他情况下, 如进口单位认为跨季度的业务会影响其总量核查结果, 也可及时向外汇局主动报告的。

问题 14: 《进口付汇登记表》还有纸质的吗?

答: 按照《实施细则》第十六条规定, 进口单位到外汇局办理进口付汇业务登记手续后, 由外汇局出具加盖“货物贸易进口付汇业务章”的《进口付汇登记表》。

问题 15: 取消逐笔核销后, 企业纸质进口报关单和单证如何管理?

答: 《货物贸易进口付汇管理暂行办法》及实施细则规定的相关商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件及申请书、《登记表》原件、《报告表》原件、《考核分类通知书》原件和《现场核查通知书》原件, 均应作为重要业务档案, 留存五年备查。

问题 16: 《国家外汇管理局综合司关于进口付汇核销历史业务清理有关问题的通知》中规定对“无法联系的进口单位”可以进行备查处理。请问“无法联系的进口单位”备查工作凭什么材料办理, 备查留存哪些档案?

答: 外汇局以公告、信函等方式无法联系进口单位的, 应将信函退函等材料作为备查依据留存档案。



问题 17： 实施细则第三十六条规定：外汇局对 B 类进口单位可以实施以下管理：……；问如何理解可以两字，预付货款等值 5 万美元审核保函是否由各外汇局规定？

答： “可以”是指外汇局有权对企业实行分类管理。各外汇局要严格按照《实施细则》第三十六条规定对 B 类进口单位采取管理措施，“预付货款等值 5 万美元审核保函”这一措施不由各外汇局规定。

**国家外汇管理局核销改革办公室**  
**进口付汇核销制度改革推广问题解答**  
**第五期**

2010 年 12 月 10 日

问题 1: 远期信用证项下进口货物，企业是否可以在收到报关单后先进行逐笔报告？

答: 不论何种结算方式，如仅有单边的付汇或到货数据，均无法在系统内实现逐笔报告。因此，远期信用证项下进口货物，在未付汇的情况下不能在收到报关单后在系统内先进行逐笔报告。企业应在其对应报关或付汇后 30 日内向外汇局逐笔报告。

问题 2: 12 月 1 日后，转口贸易不再办理进口核销，出口核报系统由于没有对应的付汇凭证，无法注销收汇数据，导致已收汇未核销数据偏大，如何处理？

答: “贸易收付汇核查系统”非现场总量核查启动后，可将参与收汇总量核查的转口贸易收入数据导出，外汇局相关业务人员参照该部分数据定期清理出口核报系统中的转口贸易收入数据，避免已收汇未核销数据偏大。

问题 3: “进口付汇登记表”可以多次使用吗？登记表分次付汇，系统能实现实时扣减吗？若不能实现，企业存在超登记表金额付汇，银行将无法及时发现，如何处理？

答: “进口付汇登记表”可多次使用。登记表分次付汇，系统无法实现实时扣减。由于登记表中“金融机构标识码”已做登记，登记银行应对企业多次付汇的情况做好相应记录，避免出现超金额付汇的现象。

问题 4: 如区内企业经营非保税业务，付汇 90 天内向银行提供报关单，银行发现付汇单位与报关单经营单位不一致如何处理？

答: 上述情况银行发现付汇单位与报关单经营单位不一致的，应分如下三种情况处理：

- ① 《暂行办法》允许不一致的，银行应在发现时及时告知企业到外汇局办理过户手续；
- ② 《暂行办法》不允许不一致的，银行应在发现时及时将相关情况以书面形式上报当地外汇局，外汇局记录该企业该笔违规业务，作为监管依据，并按规定移交检查部门；银行发现后未上报的，外汇局按照真实性审核相关规定对银行进行处理；
- ③ 其他特殊情况，企业应向外汇局提交说明材料，外汇局进行调查后处理。

问题 5: 新政策对企业部分业务办理设定了时限, 如企业名录变更需在变更之日起 30 日内到外汇局办理相关手续, 报关单信息变更需在货物进口后 30 日内办理等。若企业超过上述时限办理相关业务的, 外汇局应如何处理?

答: 对于企业超期限办理业务的, 从便利企业的角度, 外汇局可直接为企业办理, 但需企业出具书面材料说明原因。如外汇局不认可企业说明原因, 可记为企业违规, 作为企业分类管理的依据。

问题 6: 转口贸易、境外承包工程使用物资及进口退汇的收汇凭证, 应该如何签注?

答: 银行在办理转口贸易、境外承包工程使用物资以及进口退汇等贸易项下外汇收入的结汇或入账手续时, 须在《出口收汇核销专用信息申报表》(境外/内收回联)上签注“转口贸易收汇”、“境外工程使用物资收汇”以及“进口退汇”等字样, 并加盖业务章。

问题 7: “贸易收付汇核查系统”外汇局端在“入库错误付汇数据查询”模块, 查询条件输入“外汇局代码”, 查询结果为全国数据接口逻辑校验不符合规则的付汇数据信息, 不能准确查出属于本局及下属外汇局数据接口逻辑校验不符合规则的付汇数据信息。查询条件输入金融机构标识码, 包含其他银行错误付汇数据, 不能做到精确查询。这两种情况是否正常?

答: 两种均为正常情况。①以“外汇局代码”为条件查询入库错误付汇数据时, 包含“外汇局代码”的错误数据显示在查询结果的最后, 外汇局可首先对该部分数据进行清理; 其他查询到的错误数据“外汇局代码”均为空, 其中可能存在应属于该外汇局的错误数据, 需要业务人员将其从系统中导出, 结合其他条件进行判断并修改。②输入“金融机构标识码”的查询规则设计原理与“外汇局代码”相同。③同时输入“外汇局代码”和“金融机构标识码”时, 查询结果为符合“外汇局代码”或符合“金融机构标识码”的错误数据, 便于业务人员根据实际情况修改错误数据, 避免查询条件限制过严造成无法查询到所需错误数据。

问题 8: 为何在核查系统中通过“定期多到货差额”查询企业多到货情况(预警指标选择定期多到货差额), 上下限分别选择 100000 和 0, 查询结果显示“核查付汇金额>核查到货金额”(如下图); 而通过“定期多付汇差额”查询企业多付汇情况, 查询结果显示“核查到货金额>核查付汇金额”?

贸易收付汇核查系统 2010年12月10日 星期五

当前位置：非现场核查管理 >> 进口定期预警分析 >> 定期预警分析查询

外汇局代码 [440000] 广东省分局 ... 核查主体 企业 预警类别 货物预警  
 核查期 2010 年 3 季度 预警级别 一级正常 金额单位 万美元  
 预警指标 定期多到货差额 上限 100000 USD 下限 0 确定 重置

打印 导出Excel 隐藏/显示条件

一级正常类企业

外汇局名称：[440000] 广东省分局 核查期：2010年3季度

| 企业代码      | 企业名称            | 核查付汇金额    | 核查到货金额    | 定期多到货差额 | 定期多 |
|-----------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----|
| 合计        |                 | 221493.89 | 198344.66 |         |     |
| 190471363 | 广州纺织品进出口集团有限公司  | 94.33     | 99.09     | 4.76    |     |
| 190343601 | 中国航空技术广州有限公司    | 1599.54   | 1548.72   | 0.00    |     |
| 19053087X | 广州市永信药业有限公司     | 97.62     | 95.90     | 0.00    |     |
| 231115921 | 广东广洋高科技股份有限公司   | 9.69      | 9.69      | 0.00    |     |
| 19032868X | 广东轻工发展公司        | 21.31     | 20.22     | 0.00    |     |
| 231281559 | 广州宝钢南方贸易有限公司    | 349.75    | 326.58    | 0.00    |     |
| 190374889 | 广东省科学器材进出口公司    | 103.18    | 102.83    | 0.00    |     |
| 552386976 | 赫尔曼(广州)化工产品     | 9.75      | 9.75      | 0.00    |     |
| 61743663X | 广东四明燕塘乳业有限公司    | 1.14      | 1.34      | 0.20    |     |
| 618428594 | 广州添利电子科技有限公司    | 2426.47   | 2246.18   | 0.00    |     |
| 618414707 | 广州汽车集团客车有限公司    | 3.86      | 4.17      | 0.32    |     |
| 618405691 | 广州冷冻食品有限公司      | 34.66     | 28.46     | 0.00    |     |
| 618704122 | 米尺(番禺)电线电缆有限公司  | 1079.08   | 895.20    | 0.00    |     |
| 190342975 | 广东省医药保健品进出口公司   | 2825.36   | 2644.42   | 0.00    |     |
| 61842063X | 三菱电机(广州)压缩机有限公司 | 467.47    | 410.32    | 0.00    |     |

共590条 第1/40页 | 首页 | 上一页 | 下一页 | 尾页

答：核查系统在数据处理时，对于进口单位核查付汇金额大于核查到货金额的情况，定期多到货差额不显示为负数，而显示为“0.00”。即，当查询条件为“一级正常”、“定期多到货差额”，上下限为“100000 到 0”时，查询结果为多到货差额 100000 以内及多付汇企业的核查到货金额与核查付汇金额合计。因此，在进行差额查询时，可将下限设置为 0.01，避免此类情况的发生。

问题 9：2010 年 12 月 1 日之后，进口付汇核销监管系统原有报表是否继续报送？付汇数据是否需要继续从金宏系统中导入？

答：原有报表不再报送。但是，为保证 12 月 1 日之前付汇数据在核销系统中完整有效，金宏系统中付汇数据导入工作需要再做一期，若仍然缺少部分 12 月 1 日之前付汇数据，各分局可以根据实际需要，在后续月份继续导入。

问题 10：企业在进行逐笔报告时，输入申报号码或进口报关单号后系统无对应信息，如何处理？

答：企业可以将情况说明和相关单证提交当地外汇局，由外汇局为企业办理现场逐笔核查。如果外汇局端也查询不到对应申报号码或进口报关单信息，外汇局确认对应数据无法入库后，应先进行数据审核、修改或补录操作。

问题 11：部分名录企业拒绝签署《确认书》，并向所在地外汇局提交书面材料要求退出进口付汇名录，外汇局可否按照《暂行办法》中名录退出条件“外汇局认定的其他情况”办理？

答：可以。

## 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。